

平成27年度版

# 東浦町の環境

東浦町

# 環境を大切にすまち・

## ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にす共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にす安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にす循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にすまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

# 目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
	1 公 害 苦 情	3
	2 大 気 汚 染	6
	3 水 質 汚 濁	13
	4 騒 音 ・ 振 動	21
	5 悪 臭	26
	6 地 盤 沈 下	28
	7 公 害 防 止 協 定	29
	8 地球温暖化対策事業	32
	9 環境基本計画の推進	33
III	廃 棄 物	
	1 ご み	38
	2 し 尿	56
	3 東部知多衛生組合の状況	60
	用 語 解 説	62

# I 東浦町の概要

## 1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市に隣接しています。



位 置 (役場)	
東 経	136° 58′
北 緯	34° 58′

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
周 囲	128.04km
面 積	31.11km <sup>2</sup>

## 2 都市計画区域・用途地域

平成26年4月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺい 率 (%)	容 積 率 (%)
都市計画区域		3,111.0	100	—	—
市街化区域		765.5	24.6	—	—
市街化調整区域		2,345.5	75.4	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	98.5	12.9	30・50・60	50・100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	216.5	28.3	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.0	24.7	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.2	4.1	60	200
	近隣商業地域	23.9	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.4	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	131.0	17.1	60	200
	工業専用地域	23.9	3.1	60	200

## 3 人口及び世帯数の推移

(各年:3月末現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		男	女	計	
H23	19,078	25,275	24,890	50,165	1,614
H24	19,240	25,276	24,893	50,169	1,613
H25	19,336	25,204	24,961	50,165	1,613
H26	19,659	25,321	25,016	50,337	1,618
H27	19,782	25,264	25,018	50,282	1,616

(注) 人口は総数

## Ⅱ 環境保全

### 1 公害苦情

#### (1) 公害苦情の現況

公害苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県尾張県民事務所知多県民センターなど関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の公害苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、最近は、住民の日常生活に伴って生じる苦情が増加傾向にあり、内容も多様化しています。

苦情内容は、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、住宅地や農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

#### (2) 公害等苦情の状況

##### ①種類別件数

(単位：延べ受付件数)

年度		H22	H23	H24	H25	H26
種類別						
典型 7 公害	大 気	36	25	30	24	29
	水 質	2	0	7	2	0
	土 壤	0	0	0	0	0
	騒 音	6	13	18	10	9
	振 動	0	0	2	1	0
	悪 臭	9	8	11	11	4
	地盤沈下	0	0	0	0	0
その 他 (不法投棄・雑草等)		107	127	131	117	132
計		160	173	199	165	174

## ②地区別件数

(単位：件)

地区 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26
森岡	22	33	37	24	30
緒川	40	39	57	42	56
緒川新田	28	24	27	38	19
石浜	23	31	28	30	30
生路	23	17	20	14	17
藤江	24	29	30	17	22
計	160	173	199	165	174

## ③主な苦情内容

- 大気・・・焼却行為(野焼き)
- 騒音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音
- 悪臭・・・店舗、家庭からの排水

## (3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

## ① 環境監視活動状況

(単位：箇所)

項目 \ 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	雑草	産廃施設立入	その他	合計
H22	35	9	8	0	12	1,781	97	41	416	2,399
H23	28	3	21	0	15	779	90	32	640	1,608
H24	30	10	24	2	13	839	91	33	643	1,685
H25	26	57	13	1	12	846	78	28	608	1,669
H26	26	58	13	0	5	1,044	87	32	574	1,839

(注) 箇所数は延べ数(その他は回数)

② 家電リサイクル法による家電4品目及びパソコンの不法投棄状況 (単位：個)

年度	品目 テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
H22	55	17	7	1	2	82
H23	62	13	7	2	1	85
H24	37	11	3	2	4	57
H25	20	9	2	0	0	31
H26	24	2	1	0	0	27

(注) 環境監視員が確認したもの

## 2 大気汚染

### (1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では、生路測定局（生路コミュニティセンター）に大気汚染測定器、風向風速計を設置し、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を測定し、大気の汚染状況の把握や監視を行っています。また、東浦町役場測定局として愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

平成26年度の測定結果は、生路測定局及び役場測定局ともにすべての項目において環境基準に適合しました。

今後も継続的に、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、積極的に大気汚染防止に努めていきます。

### (2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正)

物質名 ( )内告示年月日	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とは、その粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (昭48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

### (3) 測定点・測定項目

測定点 \ 測定項目	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質(SPM)	窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )	光化学オキシダント(Ox)	風向・風速
生路コミュニティセンター (昭48.8設置)	○	○			○
東浦町役場 (昭49.4設置)		○	○	○	

(注) 東浦町役場地内の測定点は愛知県の測定局

#### (4) 各種届出状況

(平成27年3月31日現在：累計)

施設名	関係法令	大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
		工場等数	施設数	工場等数	施設数
ばい煙発生施設		37	102	5	8
粉じん発生施設		12	44	23	93
大気指定工場等		—	—	8	21

(資料：知多県民センター)

#### (5) 測定の状況

##### ①二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

##### 年度変化 (年平均値)

(単位：ppm)

測定点	年度	H22	H23	H24	H25	H26
生路コミュニティセンター		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(注) ppm： 汚染濃度を示す単位 1 ppmは、100万分の1

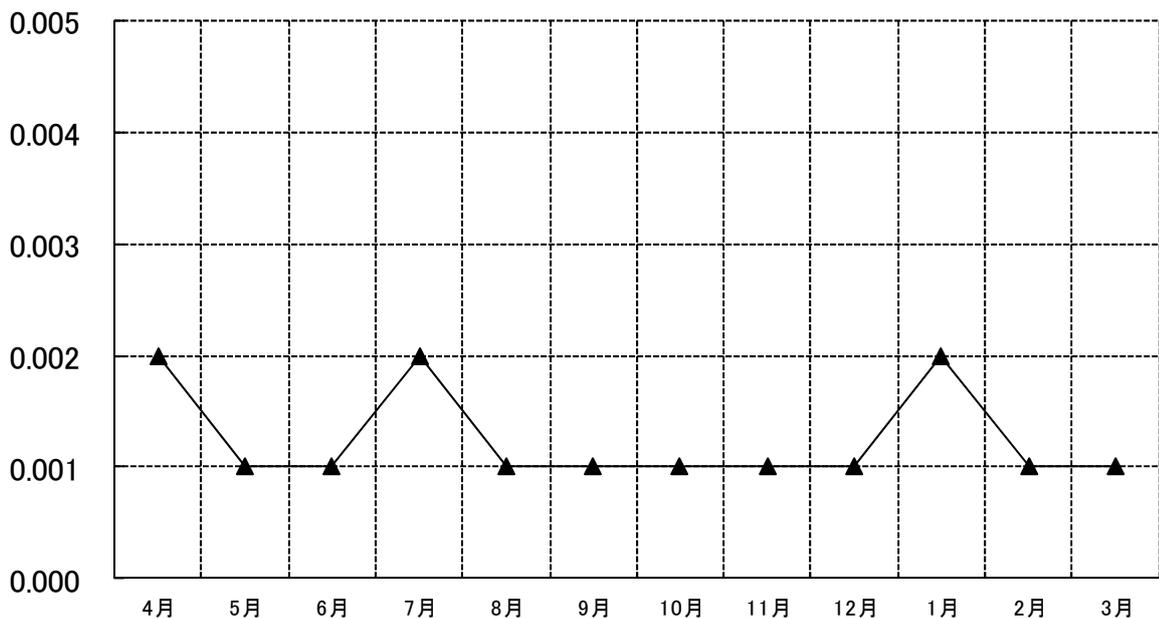
1 ppmとは、大気中1m<sup>3</sup>に1cc混ざっている状態

##### 年間測定結果 (平成26年度)

項目	有効測定 日	測定時間 時間	年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを 超えた時 間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日 数とその 割合		1時間 値の 最高値 ppm	日平均 の 最高値 ppm	環境基準 適否
				時間	%	日	%			
測定点										
生路コミュニティセンター	365	8,760	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.005	適

##### 二酸化硫黄の経月変化 (平成26年度 生路コミュニティセンター月平均値)

(ppm)



## 二酸化硫黄の月別測定結果

年月		H26										H27		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生路 コミュニティ センター	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測定時間	時間	720	744	720	744	744	720	744	720	744	744	672	744
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の 最高値	ppm	0.012	0.012	0.009	0.009	0.007	0.014	0.008	0.017	0.009	0.014	0.009	0.012
	日平均値の 最高値	ppm	0.005	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005

## ②浮遊粒子状物質（SPM）

### 年度変化（年平均値）

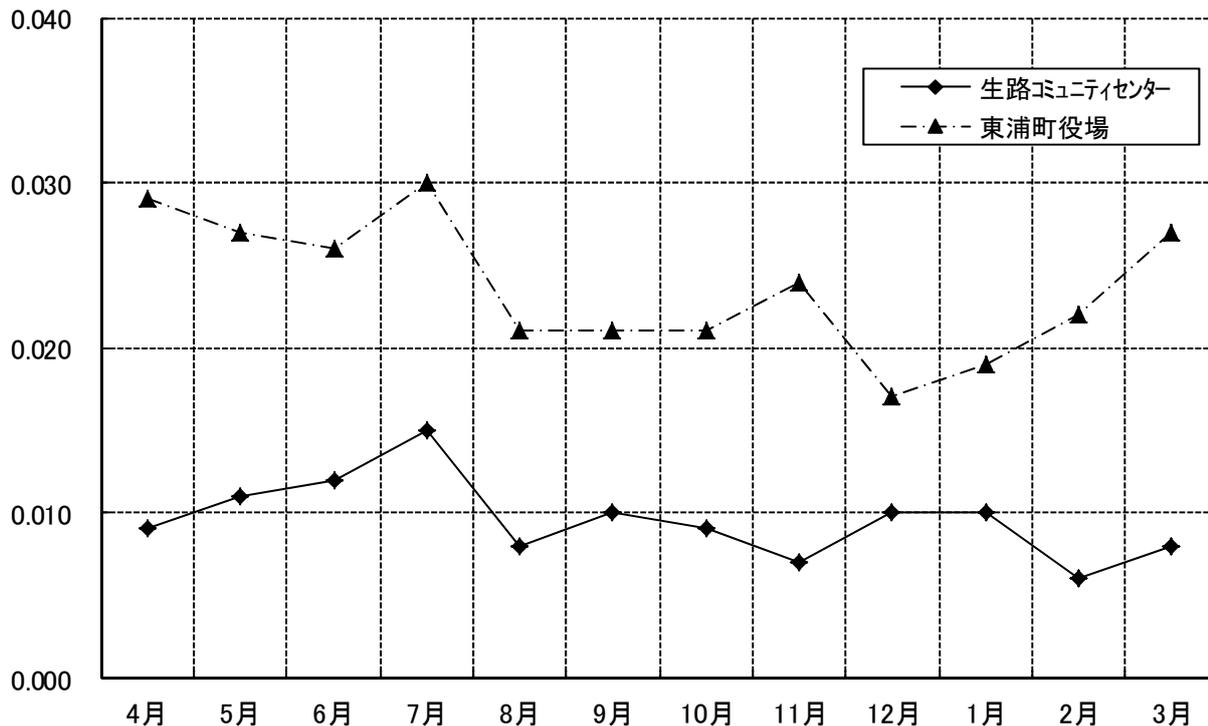
（単位：mg/m<sup>3</sup>）

年度	H22	H23	H24	H25	H26
測定点					
生路コミュニティセンター	0.007	0.009	0.008	0.010	0.010
東浦町役場	0.024	0.025	0.024	0.024	0.024

### 年間測定結果（平成26年度）

項目	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均 値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数と その割合		日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 の 最高値	環境 基準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	適否
生路コミュニティセンター	352	8,492	0.010	0	0.0	0	0.0	0.180	0.049	適
東浦町役場	361	8,664	0.024	1	0.0	0	0.0	0.287	0.072	適

浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値：mg/m<sup>3</sup>）



浮遊粒子状物質の月別測定結果

項目			年月		H26								H27		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生路 コミュニティ センター	有効測定日数	日	30	31	30	31	19	30	31	30	31	31	28	30	
	測定時間	時間	720	744	720	744	477	720	744	720	744	744	672	743	
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.009	0.011	0.012	0.015	0.008	0.010	0.009	0.007	0.010	0.010	0.006	0.008	
	1時間値の 最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.125	0.035	0.039	0.050	0.035	0.145	0.180	0.050	0.090	0.140	0.055	0.075	
	日平均値の 最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.029	0.027	0.026	0.023	0.014	0.021	0.017	0.017	0.023	0.049	0.016	0.020	
東浦 町 役場	有効測定日数	日	30	27	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	測定時間	時間	719	670	718	741	741	719	742	717	743	743	668	743	
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.029	0.027	0.026	0.030	0.021	0.021	0.021	0.024	0.017	0.019	0.022	0.027	
	1時間値の 最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.109	0.085	0.115	0.152	0.096	0.287	0.078	0.183	0.061	0.125	0.068	0.099	
	日平均値の 最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.072	0.064	0.058	0.051	0.042	0.043	0.039	0.040	0.036	0.038	0.047	0.059	

③窒素酸化物 (NO+NO<sub>2</sub>)

一酸化窒素 (NO) ・ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) ・ 窒素酸化物の月別測定結果

項目		年月		H26								H27			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	22	31	31	28	31	
	測定時間	時間	708	733	707	720	732	707	732	521	731	734	661	731	
	一 酸 化 窒 素	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.004	0.009	0.007	0.006	0.005	0.003
		1時間値の 最高値	ppm	0.033	0.037	0.012	0.026	0.031	0.029	0.063	0.087	0.072	0.100	0.097	0.050
		日平均値の 最高値	ppm	0.005	0.007	0.003	0.006	0.006	0.006	0.016	0.031	0.031	0.030	0.022	0.012
	二 酸 化 窒 素	月平均値	ppm	0.013	0.010	0.008	0.010	0.007	0.010	0.013	0.018	0.015	0.016	0.016	0.015
		1時間値の 最高値	ppm	0.060	0.043	0.041	0.032	0.025	0.031	0.041	0.046	0.044	0.053	0.046	0.045
		日平均値の 最高値	ppm	0.026	0.020	0.020	0.016	0.014	0.016	0.026	0.028	0.028	0.035	0.034	0.031
		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒 素 酸 化 物	月平均値	ppm	0.015	0.011	0.009	0.012	0.010	0.012	0.016	0.026	0.022	0.022	0.020	0.018
		1時間値の 最高値	ppm	0.088	0.078	0.044	0.051	0.048	0.045	0.099	0.111	0.104	0.137	0.138	0.089
		日平均値の 最高値	ppm	0.031	0.024	0.021	0.023	0.019	0.019	0.041	0.054	0.057	0.064	0.054	0.042
		月平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	%	89.5	90.1	89.4	83.4	73.7	86.3	77.6	67.0	67.9	72.6	77.0	82.0

④光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)  
光化学オキシダントの月別測定結果

項目		年月	H26									H27		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東浦町役場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	昼間測定時間	時間	447	462	446	463	462	447	462	445	462	458	417	462
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数時間数	日	14	20	10	10	0	3	1	0	0	0	0	1
		時間	70	93	51	39	0	6	1	0	0	0	0	3
	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.093	0.088	0.089	0.082	0.058	0.074	0.061	0.047	0.042	0.040	0.054	0.064
昼間の日最高1時間値の月間平均値	ppm	0.060	0.064	0.055	0.053	0.031	0.047	0.037	0.027	0.027	0.030	0.035	0.042	

光化学オキシダントの経月変化 (昼間の日最高1時間値の月間平均値)



## ⑤気象

### 気象の月別観測結果

年月			H26									H27		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生路 コミュニ ティセン ター	風向	最多風向	NNE	NNE	SSE	SSE	SSE	NNE						
		割合(%)	19.6	33.6	44.0	40.1	55.2	50.3	52.3	60.6	69.6	69.8	66.1	46.3
	風速 m/s	月平均値	2.49	3.03	2.27	1.95	2.05	1.59	2.06	1.84	2.56	2.80	2.72	2.47
		最高値	10.1	9.1	8.1	8.7	12.4	6.8	10.7	6.3	8.2	7.2	6.7	8.5

## ⑥ダイオキシン類

ダイオキシン類対策として、大気中の濃度を把握するため、平成12年度から平成24年度まで役場敷地内で年4回実施していましたが、大きな変動が見られないため、平成25年度から年2回の調査に変更しています。

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
H22	0.01	0.03	0.06	0.03	0.03	年平均値が0.6以下
H23	0.02	0.01	0.03	0.06	0.03	
H24	0.02	0.01	0.03	0.05	0.03	
H25	—	0.02	—	0.04	0.03	
H26	—	0.01	—	0.04	0.03	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びCo-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の値の合計

## ⑦ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。測定結果は、14の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

(測定月:平成26年11月)

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
14	< 0.030g/m <sup>3</sup> N	70.96ppm	0.088m <sup>3</sup> N/h

### 3 水質汚濁

#### (1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排出により、水質・底質の悪化、悪臭の発生が生じ、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搗川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、また鎌池川から阿久比川へ流入しており、水質汚濁監視のため、河川17地点、ため池32地点、排水路5地点の計54地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努めるとともに、定期的な河川パトロールを実施し、水質の汚濁防止を図ります。

#### (2) 水質汚濁に係る環境基準（昭46.12.28環庁告第59号・平26.11.17環庁告第126号改正）

##### ①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジメチル	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロエタン	1mg/ℓ以下		

##### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## ②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25 mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50 mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100 mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる)						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水  
産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん物等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の2河川であり、類型は  
Cである。

### (3) 調査の状況 (河川・ため池・排水路)

#### 平成26年度の調査結果

地点 No.	地点	測定月	pH	BOD・COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)
1	石ヶ瀬川	5月	7.7	3.6	10	9.5	7,900	0.5未満	4.5	0.24
		11月	7.8	2.7	4.7	12.2	2,400	0.5未満	5.5	0.24
2	五ヶ村川上流	5月	7.4	4.3	110	5.1	1,300	0.5未満	2.5	0.57
		11月	7.7	1.5	18	9.5	1,300	0.5未満	2.9	0.20
3	五ヶ村川中流	5月	7.5	3.8	91	6.2	490	0.5未満	2.7	0.46
		11月	7.8	1.9	14	7.7	790	0.5未満	2.7	0.26
4	岡田川上流	5月	8.6	3.2	24	12.2	490	0.5未満	4.8	0.30
		11月	7.9	2.1	1.8	12.3	1,300	0.5未満	6.7	0.30
5	岡田川中流	5月	8.8	3.9	8.1	13.4	1,300	0.5未満	25	0.26
		11月	7.8	5.1	3.2	13.1	3,300	0.5未満	8.9	0.27
6	岡田川下流	5月	7.7	1.5	4.7	8.0	160,000	0.5未満	2.1	0.22
		11月	7.8	1.3	1.1	12.5	7,900	0.5未満	7.0	0.13
7	境川	5月	7.5	2.2	27	6.6	790	0.5未満	2.2	0.34
		11月	7.7	1.4	9.0	6.2	140	0.5未満	1.7	0.20
8	明徳寺川上流西	5月	7.7	3.5	29	9.4	3,300	0.5未満	1.3	0.12
		11月	7.5	1.5	6.3	10.8	3,300	0.5未満	2.4	0.06
9	明徳寺川上流	5月	7.5	12	34	9.9	54,000	0.5未満	6.4	0.45
		11月	7.4	8.2	4.9	9.6	13,000	0.5未満	8.0	0.25
10	明徳寺川中流	5月	7.6	4.2	19	9.1	790	0.5未満	4.4	0.22
		11月	7.6	1.5	10	9.2	13,000	0.5未満	4.0	0.15
11	明徳寺川下流	5月	7.6	2.9	40	7.8	4,900	0.5未満	3.6	0.27
		11月	7.8	1.3	9.7	8.6	1,300	0.5未満	3.0	0.18
12	鎌池川支川	5月	8.9	1.9	6.6	9.9	1,300	0.5未満	4.6	0.07
		11月	7.5	0.7	1.2	10.6	13,000	0.5未満	0.9	0.02
13	鎌池川上流	5月	7.8	1.1	4.6	7.8	11,000	0.5未満	1.0	0.10
		11月	7.6	4.8	21	9.3	490	0.5未満	8.2	0.34
14	鎌池川下流	5月	7.5	5.9	9.6	10.9	160,000	0.5未満	2.6	0.14
		11月	7.6	45	19	8.3	790	6.3	4.9	0.44
15	豆搦川	5月	7.7	4.0	18	8.6	54,000	0.5未満	2.7	0.24
		11月	7.5	1.7	3.1	9.4	790	0.5未満	3.3	0.21
16	須賀川	5月	7.3	14	62	7.8	7,900	0.5未満	13	1.80
		11月	7.2	7.9	11	8.7	3,300	0.5未満	14	2.10
17	衣浦貯木場水門前	5月	8.7	4.2	6.4	7.1	7,900	0.5未満	2.1	0.17
		11月	9.2	4.4	3.8	13.1	490	0.5未満	2.1	0.08
18	大池	5月	7.9	14	23	9.4	49	0.5未満	1.7	0.15
19	杉之内池	5月	8.8	11	8.5	11.6	110	0.5未満	1.4	0.05
20	上申ヶ池	5月	8.0	11	9.8	9.2	33	0.5未満	1.7	0.19
21	下申ヶ池	5月	9.3	18	23	11.8	46	0.5未満	1.8	0.15
22	一ツ池	5月	7.7	3.2	8.8	9.9	23	0.5未満	0.6	0.04
23	二ツ池	5月	7.4	4.3	2.6	9.7	23	0.5未満	0.6	0.08
24	砂川池	5月	7.6	3.8	4.5	10.0	33	0.5未満	1.6	0.07
25	緒川新池	5月	9.1	5.9	9.1	13.1	46	0.5未満	0.8	0.07

26	ため池	馬池	5月	7.7	12	22	9.1	23	0.5未満	1.4	0.11
27		大狭間池	5月	8.4	7.6	8.3	12.0	49	0.5未満	0.7	0.06
28		濁池	5月	8.5	11	15	12.1	33	0.5未満	1.3	0.08
29		下鰻池	5月	9.7	13	11	15.9	8	0.5未満	1.4	0.08
30		上鰻池	5月	7.7	10	8.2	9.6	79	0.5未満	0.9	0.14
31		本坪池	5月	9.8	11	8.3	12.5	33	0.5未満	10	0.06
32		上ノ池	5月	9.8	14	31	18.1	33	0.5未満	2.4	0.19
33		雁狭間池	5月	10.3	11	15	15.4	13	0.5未満	1.1	0.11
34		新左田池	5月	7.8	7.3	14	9.3	790	0.5未満	0.6	0.05
35		上高根池	5月	7.6	4.0	5.8	9.2	130	0.5未満	0.3	0.02
36		明治池	5月	7.5	3.5	7.9	9.1	2,400	0.5未満	0.8	0.09
37		明覚池	5月	8.4	9.8	15	11.8	130	0.5未満	1.2	0.09
38		新池	5月	7.5	8.3	5.5	9.0	1,300	0.5未満	0.7	0.05
39		下三ツ池	5月	7.8	4.4	4.2	9.4	490	0.5未満	0.6	0.03
40		上三ツ池	5月	7.5	6.5	15	11.3	79	0.5未満	1.3	0.04
41		菰蓋池	5月	7.5	5.5	4.0	8.4	130	0.5未満	0.6	0.04
42		田之助池	5月	9.6	8.3	27	12.8	49	0.5未満	0.8	0.11
43		黒鳥池	5月	8.0	13.0	23	11.0	49	0.5未満	1.7	0.20
44		飛山池	5月	7.3	5.1	5.4	9.5	33	0.5未満	0.4	0.02
45		永見池	5月	7.5	9.3	5.2	8.6	79	0.5未満	0.5	0.03
46		藤仙坊池	5月	8.1	7.2	22	11.8	490	0.5未満	0.7	0.07
47		午池	5月	7.7	7.1	19	10.7	130	0.5未満	0.7	0.08
48		黒根池	5月	7.6	4.0	9.8	9.3	130	0.5未満	0.4	0.05
49		新々池	5月	9.1	8.2	18	11.7	79	0.5未満	0.7	0.05
50	排水路	半ノ木住宅前水路	5月	7.3	2.7	1.0未満	9.6	7,900	0.5未満	-	-
51		森岡駅東水路	5月	7.3	3.2	15	5.4	49,000	0.5未満	-	-
52		石浜新田排水路	5月	7.4	19	26	2.9	790,000	0.5未満	-	-
53		生路2号排水路	5月	7.1	12	14	1.0	130,000	0.5未満	-	-
54		生路5号排水路	5月	8.1	9.5	2.9	8.0	130,000	0.5未満	-	-

(単位:mg/l)

地点 No.	地点	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	
3	五ヶ村川中流	5月	0.003未満	不検出	0.005未満	0.02未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.002未満	0.0005未満	0.79	
7	境川	5月	0.003未満	不検出	0.005未満	0.02未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.002未満	0.0005未満	0.92	
8	明徳寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.02未満	—	—
			—	—	—	—	—	

(単位:pg-TEQ/l)

地点	地点	測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川 五ヶ村川上流	11月	0.81	1以下

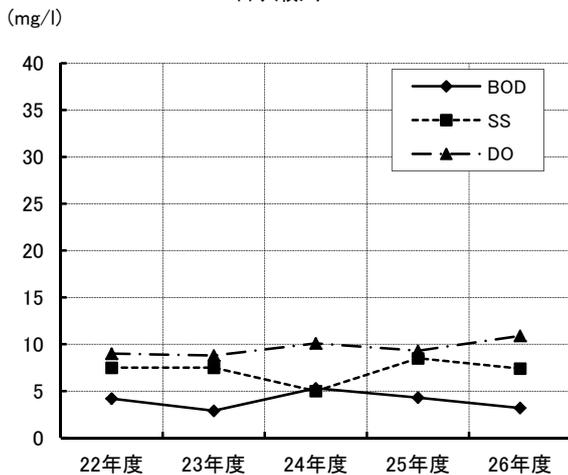
- (注) 1 一級河川(一): 一級河川とは、国土保全上(治水)または国民経済上(利水)特に重要な水系で政令で指定したものにしかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川(二): 二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川(準): 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。



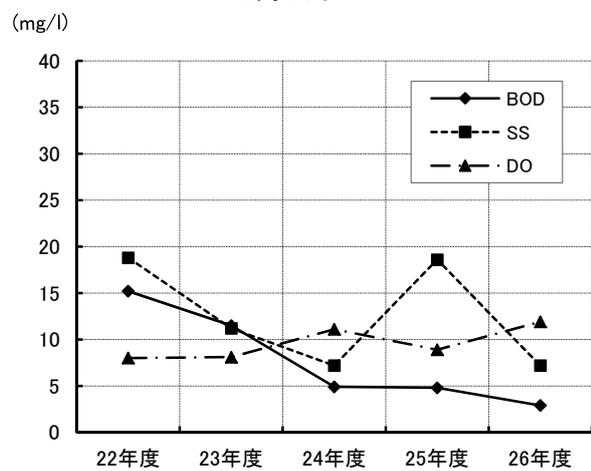
# 河川BOD・SS・DO経年変化 (年間平均値)

項目・年度 河川名		B O D (mg/l)					S S (mg/l)					D O (mg/l)				
		22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26
1	石ヶ瀬川	4.2	2.9	5.3	4.3	3.2	7.5	7.5	5.0	8.5	7.4	9.0	8.8	10.1	9.3	10.9
2	岡田川	15.2	11.5	4.9	4.8	2.9	18.8	11.2	7.2	18.7	7.2	8.0	8.1	11.1	8.9	11.9
3	鎌池川	53.0	13.7	23.1	64.0	9.9	14.5	11.0	28.0	37.0	10.3	7.7	9.7	8.4	8.0	9.5
4	明徳寺川	3.3	4.4	2.3	7.6	4.4	9.3	10.6	10.9	19.9	19.1	8.2	8.6	9.6	8.3	9.3
5	豆搗川	5.5	6.3	2.7	4.3	2.9	13.5	5.5	11.5	11.5	10.6	6.2	6.2	6.8	7.0	9.0
6	須賀川	8.8	6.2	11.7	7.4	11.0	30.5	18.5	20.0	28.0	36.5	7.1	8.1	7.4	7.1	8.3
7	五ヶ村川	3.7	1.9	2.5	3.2	2.9	34.3	19.3	28.8	24.8	58.3	6.7	5.2	6.1	7.3	7.1
8	境川	2.2	1.5	1.3	2.1	1.8	10.0	5.0	9.0	22.5	18.0	5.4	5.8	7.8	5.9	6.4

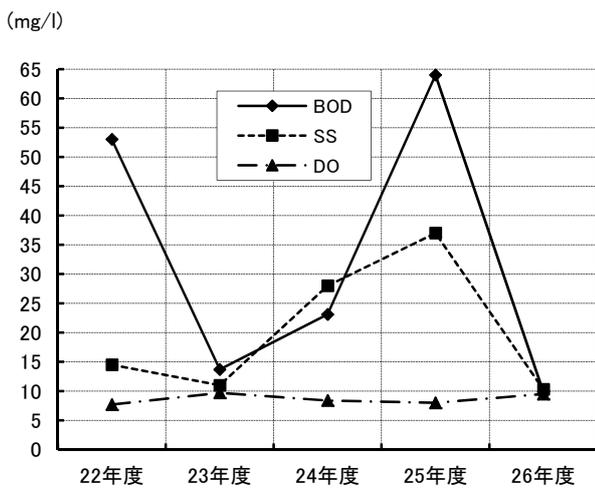
1.石ヶ瀬川



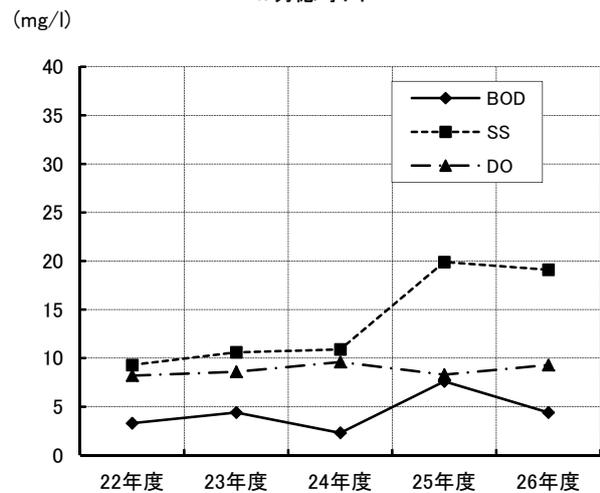
2.岡田川



3.鎌池川

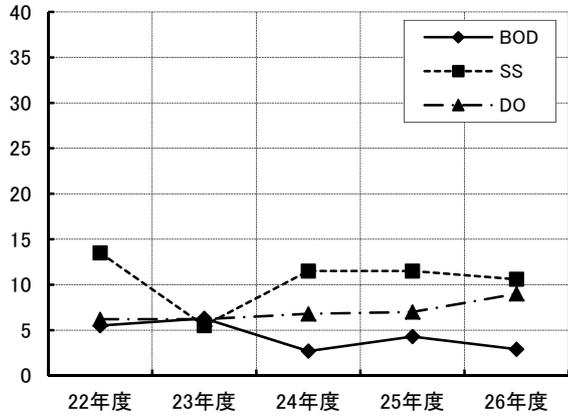


4.明徳寺川



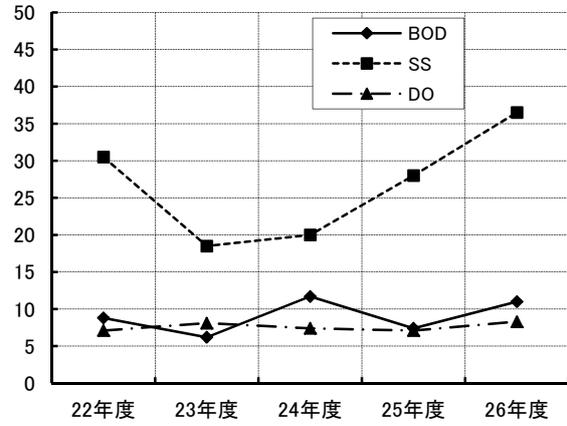
5.豆搗川

(mg/l)



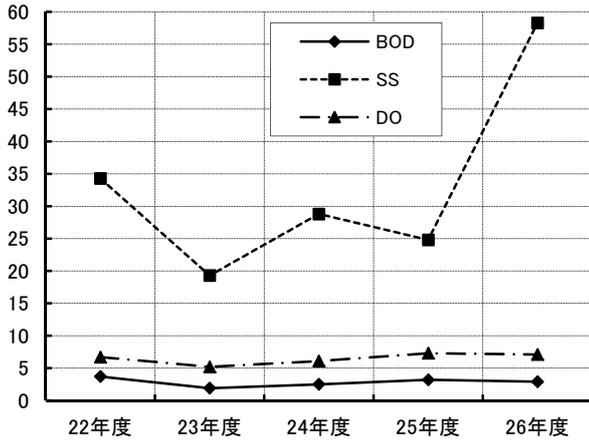
6.須賀川

(mg/l)



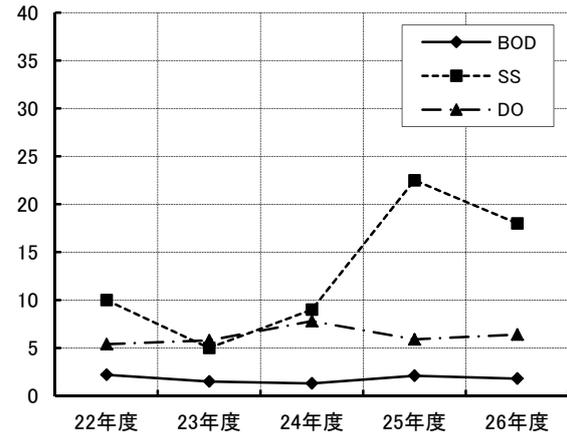
7.五ヶ村川

(mg/l)



8.境川

(mg/l)



#### (4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ程度)にするには、浴槽(300ℓ)に何杯もの水が必要となります。

工場などの排水基準は、その規模によりBOD値 25～160 (日間平均値 20～120) mg/ℓでそれに比べると食品の汚れは非常に大きいと言えます。また、これらの食品には、栄養塩類である窒素やりんが含まれており、三河湾などの閉鎖性水域(陸地に囲まれ、外海水との水交換が少ない水域)においては、富栄養化による赤潮などの発生の原因となっています。

主な食品の汚れの程度

項目 食品名	汚れぐあい (BOD)	これだけ 捨てたら	必要な 水の量	窒素	りん
みそ汁	31,000mg/ℓ	おわん1杯 (200ml)	浴槽4.1杯	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	41,000mg/ℓ	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	900mg/ℓ	2,000ml	浴槽1.2杯	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビール	90,000mg/ℓ	コップ1杯 (200ml)	浴槽12杯	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛乳	120,000mg/ℓ	コップ1杯 (200ml)	浴槽16杯	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

## 4 騒音・振動

### (1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

平成26年度の騒音・振動の苦情は9件あり、前年度より1件減少しました。主な苦情は、日常の生活騒音、事業所等の機械騒音です。

本町では、自動車騒音の測定を午前10時～11時と午後10時～11時に実施し、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

### (2) 騒音

①環境基準 (平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正)

(単位：dB)

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域					
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域					

(注)時間区分:昼間… 午前6時～午後10時 夜間… 午後10時～翌日午前6時

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められています。

(単位：dB)

昼間	夜間
70以下	65以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。	

②自動車騒音調査の状況 (緒川字旭地内)

(単位：dB)

昼間	67	夜間	65
----	----	----	----

※測定月 平成26年11月

### ③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

地域の区分		時間の区分		
		昼間 午前 8時～ 午後 7時	朝夕 午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	夜間 午後 10時～ 翌日の 午前 6時
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例			
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く)の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム】

2 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、又は、準住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

### ④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

音の大きさ	区分	音の大きさの目安	人体に対する影響
40		・図書館の中 ・静かな住宅地の昼	・睡眠が妨げられる ・病気の時寝てられない
50		・静かな事務所の中	・落ち着かない ・勉強ができない
60		・静かな乗用車 ・普通の会話	・食欲が減退する ・会話のじゃまになる
70		・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭	・血圧が上昇する
80		・地下鉄の車内	・気持ちをいらいらさせる ・疲労の原因となる
90		・騒々しい工場の中 ・カラオケ店内	・消化不良となる
100		・電車が通る時のガード下	・長時間さらされると難聴になる
120		・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況(平成27年3月31日現在)

騒音規制法

(単位:箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械		50	624
圧縮機等		71	903
土石用破砕機等		7	31
織機		211	15,632
建設用資材製造機械		4	4
木材加工機械		13	113
印刷機械		2	20
合成樹脂用射出成形機		14	111
鋳型造形機		2	13
計		374	17,451

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:箇所)

施設の種類	区分	騒音発生施設設置工場等総数	騒音発生施設総数
金属加工機械		10	66
圧縮機等		61	315
土石用破砕機等		2	8
合成樹脂用射出成形機		1	9
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		17	33
送風機及び排風機		42	341
走行クレーン		3	18
真空ポンプ		1	6
計		137	796

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(単位:件)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	6
さく岩機を使用する作業	39
空気圧縮機を使用する作業	22
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
バックホウを使用する作業	72
トラクターショベルを使用する作業	9
ブルドーザーを使用する作業	22
計	172

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:件)

作業の種類	届出件数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	10
コンクリートミキサー等を使用する作業	61
コンクリートカッターを使用する作業	63
ブルドーザー等を使用する作業	132
ロードローラー等を使用する作業	102
計	368

### (3) 振 動

#### ①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

- (注) 1 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(工業、工業専用地域のみ対象)の規制基準は上の表の値から5dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム】
- 2 1種低住、1種中住、1種住居、2種低住、2種中住、2種住居又は準住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から5dBを減ずる。

#### ②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	震度階級	振動の目安	人体に対する影響
～55	0(無感)	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
55～65	1(微震)	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
65～75	2(軽震)	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	眠っている人の中には目を覚ます人もいる
75～85	3(弱震)	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	眠っている人の大半が目覚ます
85～95	4(中震)	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	歩いている人の全てが揺れを感じ、行動に支障を感じる

### ③特定施設関係各種届出状況(平成27年3月31日現在)

振動規制法

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区分	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械	51	524
圧縮機	62	534
破砕機等	9	34
織機	160	10,791
木材加工機械	1	2
印刷機械	3	17
合成樹脂用射出成形機	8	119
鋳造型機	3	15
計	297	12,036

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区分	振動発生施設 設置工場等数	振動発生施設数
金属加工機械	4	47
圧縮機等	49	257
土石用破砕機	1	1
合成樹脂用射出成形機	1	10
ディーゼルエンジン	11	26
送風機等	49	430
計	115	771

### ④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(単位：件)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	8
舗装版破砕機を使用する作業	4
ブレーカーを使用する作業	34
計	46

## 5 悪 臭

### (1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭とを感じる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じる場合があります。

平成 26 年度の悪臭苦情は 4 件ありましたが、悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差がありますが、臭いの発生源が個人によるものが多いため、近隣のトラブルの原因や個人のモラルが問われようになり、悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

### (2) 規制基準

#### ①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	1 2	1 5	1 8

#### ②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となる臭いのついた空気や水を臭いが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数 = 「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10} (100) = 20$$

臭気指数は、20

※参 考

臭気指数 1 0 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態

臭気指数 1 2～1 5 = 気をつければ分かる臭い(希釈倍率 1 6～3 2倍)

臭気指数 1 8～2 1 = らくに感知できる臭い(希釈倍率 6 3～1 2 6倍)

③悪臭関係工場等の届出状況(平成27年3月31日)

(単位：施設)

業 種	届出件数
畜産農業	
イ 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	3
ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	17
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	4
飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するもの)	1
鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	0
し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	1
ごみ処理場	3
計	29

## 6 地盤沈下

### (1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

### (2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道四二)	L	H25	13.15	13.00	12.88	13.16	13.35	13.66	13.20	13.18	13.10	12.60	13.10	12.90	13.11	1.06
		H26	13.20	12.50	13.20	13.00	13.40	13.10	14.45	13.20	13.00	12.65	12.90	12.50	13.09	1.95
	H 固定点標高 T.p.m5.41	H25	-7.74	-7.59	-7.47	-7.75	-7.94	-8.25	-7.79	-7.77	-7.69	-7.19	-7.69	-7.49	-7.70	1.06
		H26	-7.79	-7.09	-7.79	-7.59	-7.99	-7.69	-9.04	-7.79	-7.59	-7.24	-7.49	-7.09	-7.68	1.95

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

### (3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番号	区分	住所	平成17年度	平成20年度	平成24年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7918	2.7810	2.7810
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3952	2.3953	2.3965
A-409	愛	緒川字平成81	4.4508	4.4515	4.4546
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9881	2.9879	2.9913
11140	国	生路字浜田1-2	1.1906	1.1734	1.1734
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8254	5.8125	5.8125

(注) 区分：国＝国土地理院、愛＝愛知県

基準点の見直しは、平成20年度から4年ごとに変更

## 7 公害防止協定

### 公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要から、昭和48年から町内企業と「公害防止協定」を締結し、49社と締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音などを規制し、必要に応じて企業への立入調査を実施することを申し合わせたものです。

### 公害防止協定締結企業

(平成27年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	(株)NIPPO	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字菟狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	積水フィルム(株) 名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXから社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	平林工業(株)	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55. 12. 25	
13	ダイト研磨工業(有)	藤江字前新田3-20	鋳造品の仕上	昭55. 12. 25	

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
14	長坂産業(株)	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	昭55. 12. 25	
15	(株)愛商	藤江字前新田3-15	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
16	豊明木工(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク(株) と愛知カリモク (株)と豊明木工(株) が合併し、社名 変更
17	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産廃 業により施設 を承継
18	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
19	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
20	(資)指栄木工所	藤江字亥子新田1-15	建具製造業	昭62. 12. 3	
21	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
22	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
23	碓井鉄工所	藤江字午新田1-35	自動車部品加工	昭63. 6. 29	
24	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
25	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
26	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町3-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
27	大基建設(株)	石浜字飛山池上51-1	廃棄物処理業	平 9. 2. 3	
28	トエイ(株)リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
29	(株)げんき	緒川字北初谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	平22. 6. 22 (株)ティエスクリエイト から施設承継
30	(株)シヤホンディスプレイ	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	平25. 4. 1 (株)リニモハイルテ ィスプレィエイトか ら社名変更
31	(株)名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金 型製造	平12. 1. 28	

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
32	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	
33	(株)澤田工業所	緒川字宮戸77-1	自動車部品製造	平14. 4. 8	
34	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
35	(資)都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	
36	東浦三共(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	平17. 3. 1 三共鋼業(株)か ら承継
37	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	
38	イズミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20. 4. 1 (株)豊田自動織 機エンジン事 業部石浜事業 所より設備承 継
39	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	
40	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
41	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6. 17	平17. 6. 11 東洋ラジエーター 名古屋製作所 より社名変更
42	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
43	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
44	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
45	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
46	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間30 - 17	廃棄物処理業	平22. 1. 28	
47	高木建設(株)	緒川字地獄谷9 - 3	廃棄物処理業・建設 業	平22. 3. 29	
48	(株)JA東海グリーン	緒川字葭池44-3	廃棄物処理業	平24. 1. 4	
49	(株)松尾製作所 東浦工場	緒川字北鶴根12-1	自動車部品製造	平27. 2. 27	

## 8 地球温暖化対策事業

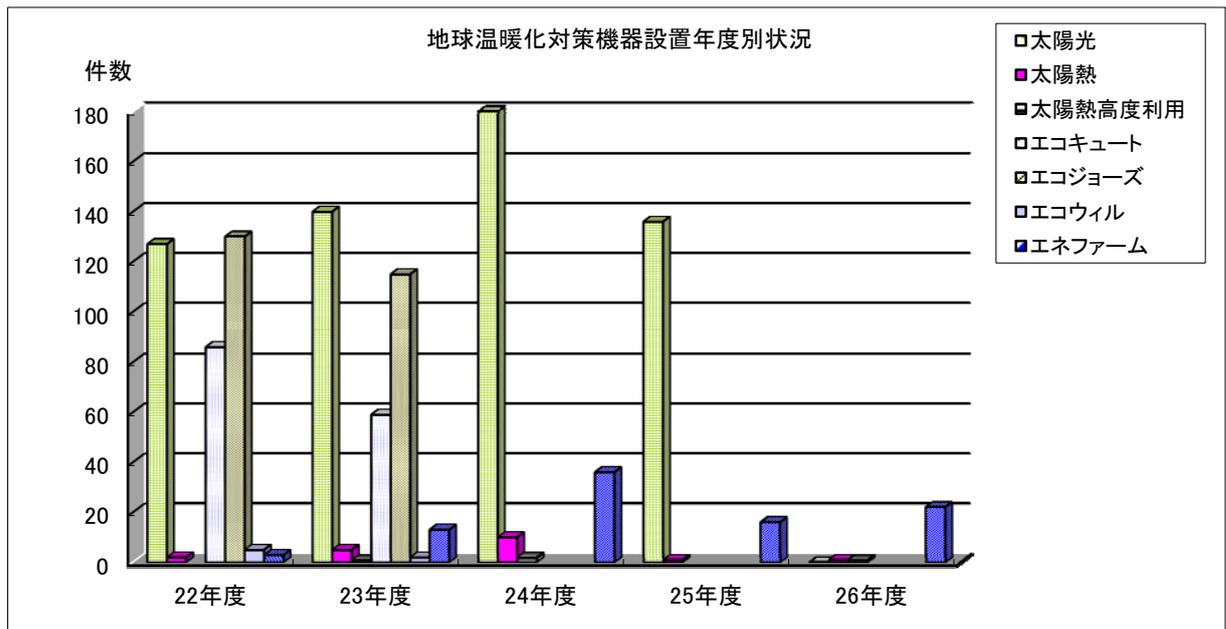
### 住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

地球温暖化防止対策の一環として、平成19年度から環境への負荷の少ない住宅用機器の導入を促進してきました。その中で、太陽光発電システムは、普及促進に一定の成果が見られたため補助を終了し、平成26年度は、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムの機器設置に補助金を交付してCO<sub>2</sub>削減や省エネの推進活動を行っています。

#### 年度別補助の状況

(単位:件)

種 別		年 度				
		H22	H23	H24	H25	H26
太陽光発電システム		127	140	180	136	—
太陽熱利用システム		2	5	10	1	1
太陽熱高度利用システム		0	1	2	0	1
家庭用燃料電池システム (エネファーム)		3	13	36	16	22
高効率エネルギーシステム	CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	86	59	—	—	—
	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	130	115	—	—	—
	ガスエンジン給湯器 (エコウィル)	5	2	—	—	—



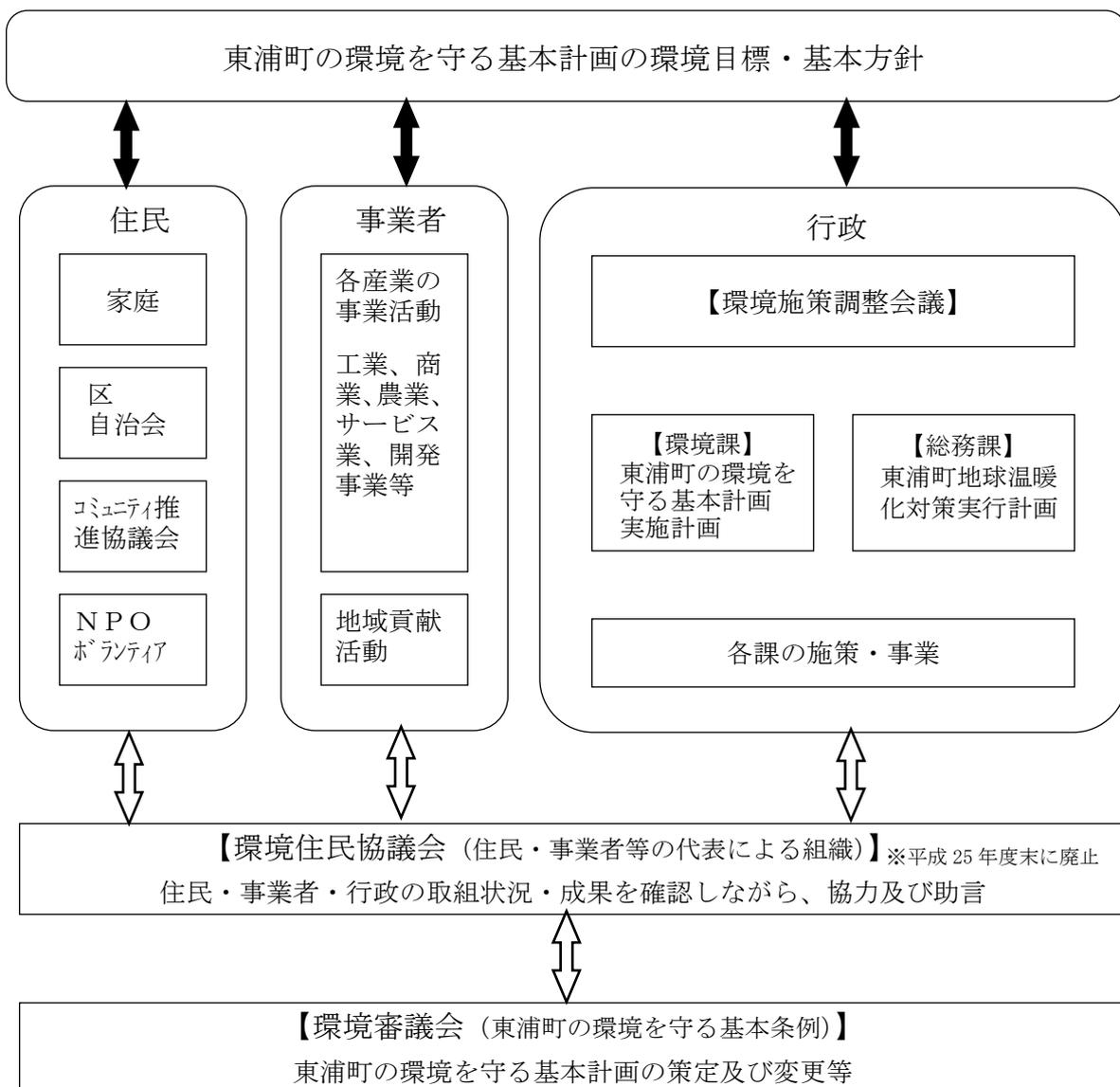
## 9 環境基本計画の推進

平成9年3月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦の環境を守る基本計画」を平成12年3月に策定し、総合的に環境保全施策を推進するため各種の事業を展開してきました。

平成23年4月には、本町の住民意識や産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて改定し、今後10年間における本町の環境行政、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を決めました。

計画に掲げる施策を着実に実効性のあるものとして推進するため、施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善をし、今後の施策展開を検討します。

### ■本計画の推進・進行管理の体系



## 環境基本計画実施計画（抜粋）

### 1 自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

#### 1-1 多様な自然を守り育てる

##### 1-1-1 今ある自然を大切にする

★第5次総合計画の重点関連施策

施策名	平成26年度実績
保存樹木・保存樹林の指定	保存樹136本 樹林地29,200㎡の指定協定による保全
★ 里山の保全	4団体が里山の維持管理等保全活動を実施(参加者人数延べ1,277名)
河川・ため池の保全	大池始め19箇所の草刈20,951㎡実施 県営事業にて明治池改修工事完了 岡田川、明德寺川、豆搦川、須賀川において草刈りを年1回実施

##### 1-1-2 動植物を大切にする

ため池周辺の保全	水辺の自然観察会2回実施(参加者延べ103名) 広報紙で開催PR、ホームページに実施結果公表
生物生息状況の調査	東浦の自然に親しむ観察会6回実施(参加者延べ113名) 広報紙で開催PR(4.5.6.7.10.11月)、ホームページに実施結果公表
外来種対策の推進	東浦かいどり作戦(明治池)を開催(参加者185名) 外来種(ブルーギル等)を駆除、調査結果をホームページに掲載

##### 1-1-3 農地を保全する

★ 農地の効率的利用の推進	40haの利用権等を設定
農産物直売所の活用	1つの直販団体が実施、農業センター改修工事設計
地産地消の促進	町民農園89区画貸出し、体験農園7組参加 平成27年1月25日調理実習開催(講師 食改)参加者16名(体験農園者) 学校給食(4,864食)9月に巨峰1回(173kg)11月・1月に大根(計1,204kg)を使用 8月・9月に保育園給食に巨峰(計302kg)を使用
★ 就農者の確保及び農業従事者の育成	L資金の相談1件

##### 1-1-4 緑化を推進する（「3-2 地球温暖化対策を推進する」の関連施策）

公園・緑地の整備・維持管理	用地買収、大屋根、施設整備工事1.9ha、平成27年4月一部供用予定 下記規模の指導要綱に該当する宅地造成事業の申請0件 3,000㎡以上5,000㎡未満の開発規模は、150㎡/箇所以上の公園緑地確保 5,000㎡以上は、愛知県開発許可技術基準による
★ 公共施設への緑化の推進	樹木の剪定、管理(通年) 文化センター：10月1日～31日、勤労福祉会館：3月実施 コミュニティセンター5地区(森岡・緒川・卯ノ里・石浜・生路) 藤江公民館(10月～1月実施)、各小中学校 樹木の剪定、花壇の管理(随時)
★ 民有地への緑化の促進	生垣設置補助 1件
★ 緑のカーテンの普及	緑のカーテン講習会実施(5月27日、参加人数12名) ホームページで緑のカーテン効果PR 緑のカーテンの実施(6月～10月) 役場庁舎、勤労福祉会館、図書館(ゴーヤ) 各コミュニティセンター、文化センター(コロタン、パッションフルーツ等) 小学校、中学校(ゴーヤ、朝顔)
地域における花や緑の増加の促進	アダプトプログラム団体へ花苗を250株配布(11月25日)

### 1-2 自然とふれあう空間をつくる

#### 1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

★ 自然環境学習の森の保全	4団体が里山の維持管理等保全活動を実施(参加者延べ1,277名)
緑地の整備	東浦緑地 駐車場、園路整備、 芝張工 9,262㎡完了
自然散策路の設定	自然環境学習の森付近より西へ植栽工事の未実施
町民農園の整備・管理	4町民農園92区画のうち89区画貸出し
住民の農業体験機会の創出	体験農園を7回開催(うち1回は雨天中止)7家族19名が参加
★ 住民による自然観察・体験の推進	東浦の自然に親しむ観察会6回実施(参加者延べ113名) 広報紙・ホームページで開催PR(4.5.6.7.10.11月) 各小学校児童にチラシ配布、各コミュニティセンター、図書館等にチラシの掲出 ホームページに実施結果公表

### 1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

施策名	H26年度実績
ため池の親水性の向上	県補助金の状況に合わせ事業内容の見直しを検討 県営事業により実施設計を行った
河川を守る活動の促進	明特寺川以外の河川を守る活動は実施されていない
河川改修における親水性の向上	予備設計を発注
河川やため池周辺の修景	大池始め19箇所草刈20,951㎡の実施 明徳寺川堤防於大のみち草刈、樹木の剪定 5回 (4.6.8.10.1月)

### 1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

#### 1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

本町の代表的風景の選定・広報	広報紙に「東浦の地名考」を掲載し各地区の地名や歴史、風景写真を紹介 (掲載回数9回) 季節にふさわしい景色をホームページでPR(トピックス25回 平成27年3月31日現在)
公共施設整備における景観配慮の推進	景観計画策定のため景観計画検討委員会を6回開催 景観計画の策定には至らなかった
住民による住環境保全活動の促進	ごみ袋の提供 ごみゼロ運動 23,700枚 ボランティアグループ 4団体300枚

#### 1-3-2 歴史・文化資源を保全・活用する

文化財及び伝統行事の保存	補助金を交付(5団体) 藤江神社八ッ頭舞楽保存会、伊久智神社神楽保存会、東浦五ヶ村虫供養保存会、 入海貝塚保存会、村木神社おまんと祭り保存会
ボランティア等による文化財の紹介・活用	ガイドボランティア養成講座を実施(7月1日～7月30日 各水曜日 5回コース) 参加者 26名、ガイドボランティア 38名
うのはな館(郷土資料館)の管理・運営	春・秋の企画展を開催、講座を開催 4月19日～5月25日「地獄極楽の世界」入館者4,445名 11月8日～12月21日 「郷土の偉人国文学者久松潜一先生-生誕120年記念」入館者2,801名 5講座10教室開催 受講者351名

#### 1-3-3 地域の美化を推進する

ごみのポイ捨て防止の啓発	ホームページでPR 不法投棄禁止看板19枚貸出
ごみゼロ運動や地域の清掃活動の促進	ごみゼロ運動美化活動を支援 (広報掲載による実施の周知、各コミュニティで事前準備等実施) 5月25日実施、収集ごみ処理(18車)
ごみのポイ捨てがしにくい空間への改善	(森岡コミ)花壇整備4月～3月 (緒川コミ)ふれあい花壇花植え5月、11月 (卯ノ里コミ)親子花壇4月～3月 (石浜コミ)花いっぱい活動4月～3月 (生路コミ)花の苗配布11月2日 (藤江コミ)花いっぱい運動6月～11月 常時、環境パトロールによる監視、ポイ捨て禁止看板10枚貸出
空き地等の管理に対する指導の推進	広報紙及びホームページでPR 環境パトロールによる監視 管理されない空き地・空き家所有者に適正な管理を依頼 空き地=48件(文書18件・面談30件)対応済み43件 空き家=15件(文書9件・面談6件)対応済み12件

## 2 いのちと健康を大切にする安全のまちづくり

### 2-1 公害のないまちをめざす

#### 2-1-1 大気汚染を防止する

大気状況の調査	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定(生路コミュニティセンター) ダイオキシン類の測定(年2回) 環境基準達成率100%
---------	--

#### 2-1-2 水質汚濁を防止する

水質状況の調査	河川17箇所(年2回)ため池32箇所(年1回)排水路5箇所の水質調査(年1回) 平成25年度を実績ホームページ掲載 河川のBOD環境基準達成率 79%
★ 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	污水管整備 18.6ha(整備率85.9%) 設置費の一部を補助及び広報紙・ホームページ等でPR(補助件数1件)
家庭からの生活排水の汚濁防止	7月29日三河湾生活排水クリーンキャンペーン実施(イオンモール東浦) 啓発品500セット配布とアンケートの実施 アンケート結果をホームページに掲載

### 2-1-3 騒音・振動を防止する

施策名	H26年度実績
特定施設・特定建設作業の届出及び指導の推進	特定施設届出 22件受理 特定建設作業実施届出 158件受理
騒音状況の調査	自動車騒音測定11月27日～12月2日実施（緒川字東栄町地内） 環境基準達成率100%

### 2-1-4 悪臭を防止する

悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	悪臭関係工場等届出書受理件数30件 薬剤の補助及び薬剤配布（15戸農家76袋）
住民や事業者への悪臭に関する啓発・PR	ホームページでPR 悪臭発生原因の調査 8回（解決済）

### 2-1-5 その他の公害を防止する

土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導	月1回地下水変動状況の調査（東部知多浄化センター）
土壌・地下水変動状況の調査	

## 3 ものエネルギーを大切に循環のまちづくり

### 3-1 廃棄物の減量と資源化に努める

#### 3-1-1 ごみの発生を抑制する

生ごみのたい肥化促進	処理機、容器購入者へ購入費の一部補助（13件） せん定枝粉碎機の貸し出し（13件） 段ボールコンポスト啓発活動実施、アスパ無料配布（43,760袋）
せん定枝のチップ化促進	せん定枝の資源化 25m <sup>3</sup>

#### 3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

新たに資源化できる品目の検討	5月・9月の自転車等回収時に小型家電製品を11,878kg回収し、資源として売却
不用品交換の仕組みの検討	5月・9月に10地区で回収 自転車等回収日当日及び産業まつりで無償譲渡 譲渡台数 自転車17台・三輪車3台・ベビーカー13台
本のリユースの推進	リサイクルフェアを実施 雑誌 6月：1,704冊提供 1,537冊譲渡 11月：2,453冊提供 2,383冊譲渡 3月：1,434冊提供 1,422冊譲渡
容器等再利用の推進	再利用可能製品（リユース食器）使用のPR
雨水再利用の促進	産業まつり、ホームページでPR、アンケート実施 雨水貯留施設設置 13件

#### 3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する

産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同の産業廃棄物処理施設一斉立入指導9社 産業廃棄物処理施設への立入調査 15施設39回
環境監視パトロールの強化	週5日環境パトロールによる監視、不法投棄発見箇所数1044箇所

### 3-2 地球温暖化対策を推進する

#### 3-2-1 省エネルギーを進める

★ 高効率エネルギーシステムの設置促進	家庭用燃料電池システム設置費の補助(22件) 広報紙・ホームページでPR
★ 公共交通機関の利用促進	バスの運行（利用者数256,381人） 4月1日ダイヤ一部改正 バスの乗り方教室を開催 （3月20日緒川保育園児69名・3月16日藤江保育園児69名が参加） 広報紙・ホームページでPR パークアンドライド月平均利用台数5台
徒歩や自転車の促進	5月・9月に10地区で自転車回収 産業まつりで無償譲渡 年1回、譲渡台数 自転車17台 10月・2月に放置自転車調査実施後、駅前駐輪場の放置自転車回収 資源として184台を売却 森岡藤江線始め2路線の整備（486m）

### 3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

施策名	H26年度実績
★ 住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	設置費の一部を補助 広報紙、ホームページでPR 太陽熱 1件 太陽熱高度利用 1件
公共施設における自然エネルギーの活用	給食センター 売電量(4月～3月)21,185kw 売電額(4月～3月)822,070円

## 4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

### 4-1 環境学習の充実を図る

#### 4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

★ 環境学習の充実	(森岡コミ) 丸富製紙株式会社(富士市)の視察 6月10日実施 27名 (石浜コミ) ㈱富士エコサイクルの視察 11月18日実施 33名
★ 住民による自然観察機会の拡大	東浦の自然に親しむ会観察会6回 児童へ配布により開催PR 実施結果をホームページで公表 自然観察活動団体への協力 自然スポットをホームページでPR 県と協力して身近な生き物探検隊(明德寺川)9月13日実施 参加者73名
★ 自然環境学習の森の活用	里山作り講座開催(2回) 受講者述べ29名

#### 4-1-2 学校における環境教育を推進する

学校の環境教育に対する専門家の派遣	小学生向けストップ温暖化教室への講師派遣 (7月1日 3年生21名、4年生20名)
学校と地域の協働による環境活動の推進	東中ボランティア清掃活動(4月19日、8月1日、9月27日、12月6日) 北中トライアングルクリーン隊の清掃実施(10月4日) 自主活動団体への資材提供等支援 ※企業清掃活動へのゴミ袋の配布 4月12日 明德寺川清掃(北部中 100名) 5月18日 明德寺川清掃(北部中 P T A 100名)

#### 4-1-3 環境に関する情報を共有化する

環境に関する多様な情報の発信	パンフレットスタンド常設、課窓口でチラシ等閲覧配布 環境に関する最新情報などを広報紙に掲載 広報紙掲載68件(平成27年3月15日号現在) 資料の収集(6月環境関連の本の展示)
----------------	---

### 4-2 住民・事業者の取組を促す

#### 4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

アダプトプログラムの推進	全登録30件
住民主体の環境保全活動に対する支援	(森岡コミ)花壇整備4月～3月 (緒川コミ)ふれあい花壇花植え5月・11月 (卯ノ里コミ)親子花壇4月～3月 (石浜コ)花いっぱい活動4月～3月 (生路コミ)花の苗配布11月2日 (藤江コミ)花いっぱい運動6月～11月 水質簡易キットの提供(120セット)と透視度計の貸出 調査方法の指導と調査報告

#### 4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

環境リーダーの養成	環境リーダー養成講座を開催(2回)(明德寺川、自然環境学習の森) 受講者述べ29名
こどもエコクラブの推進	7児童館の継続登録695名 ホームページで参加PR

### 4-3 町が環境保全行動をけん引する

#### 4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

地球温暖化対策実行計画の推進	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の実施
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	照明器具取替 緒川保育園乳児室を省エネ空調機(エアコン2台)に取替え 森岡保育園(1台)石浜西保育園(3台)の保育室に省エネ空調機導入 北部中学校長室及び藤江小職員室の一部を省エネルギー空調機に取替

### Ⅲ 廃棄物

#### 1 ごみ

##### (1) 東浦町のごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は事業者の責任で処理することとなっています。東浦町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和54年からごみの分別・減量化を積極的に進めてきました。

年 月	取 組 内 容
昭和54年 6月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月1回:8月から全町実施
昭和56年 4月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成 3年 4月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月2回
平成 5年10月	アスパ無料配布開始(19年度12箇所配布)
平成 8年10月	町指定ごみ袋本格導入
平成 8年12月	分別収集品目追加(プラ類のペット):地区月4回(金属・びん・プラ類と紙布類を交互)回収
平成 9年 4月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成 9年10月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成12年 3月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製(大・中・小)
平成12年 5月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始
平成12年12月	びん色指定(無色・茶色・その他色)、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成13年 4月	家電リサイクル法により4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン)を明示
平成13年 6月	粗大ごみの有料(戸別)収集開始
平成15年10月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル収集開始
平成16年10月	二輪車(オートバイ、原付自転車)のメーカーによるリサイクル収集開始
平成17年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正:資源ごみの所有権を町に帰属
平成21年 4月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成21年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正:粗大ごみの品目を大きさに変更(縦・横又は高さのいずれか一辺が60cm以上2m未満)
平成21年 4月	ごみの減量、石油資源の節約、CO2削減のため、レジ袋有料化開始

年 月	取 組 内 容
平成21年 5月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（6地区）
平成21年 9月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（4地区）
平成21年10月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（13箇所）
平成22年 6月	役場敷地内で資源ごみ(びんを除く)常設ステーションを開設
平成23年 1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの3種類を危険物として別回収開始
平成24年 5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成25年 4月	衣類・ボロきれで2種類に分別していたものを、布類で統一 生きびんに緑色の一升びんを追加
平成27年 2月	小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)と使用済小型電子機器等回収事業における連携・協力に関する協定を締結
平成27年 4月	白色トレイの回収方法変更（プラスチック製容器包装として回収）

## (2) ごみの分け方・出し方

東浦町では、家庭から出るごみを、資源ごみ、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみに大別し、収集及び回収をしています。

資源ごみは、限りある資源の有効利用、最終処分場の延命化、環境保全等のため、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）などの方法で利用可能となるものを回収しています。

### ① 資源ごみ

品目	種類	例示	出し方	留意事項
紙類	新聞紙	新聞紙	・紐で十字に縛る。 ・広告を混ぜない。	・油の染みた紙、内側が銀色の紙パック、ファックス紙、感熱紙などは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。
	雑誌・広告	週刊誌、月刊誌、教科書、ノート、事務用紙、広告	・紐で十字に縛る。	
	段ボール	みかんの空箱などの段のついた紙	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	ボール紙	石鹸箱、厚紙、ティッシューパーの箱など	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	紙パック	牛乳パック、内側がアルミコーティングされていない紙パックなど	・すすいで、開いて紐で縛る。	
布類	布類	ズボン、スカート、夏用衣類、ハンカチ、タオル、タオルケット、はぎれなど	・中が見える袋に入れる。	・じゅうたん、レースのカーテンは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。 ・水ぬれ厳禁。
金属類	アルミ	飲料用のアルミ缶、テフロン加工のフライパンなど	・すすいでから出す。 ・スプレー缶は、使いきり、風通しの良い所で穴をあけて完全にガスを抜く。	・電化製品、自転車は再生できない。 ・スプレー缶、カセットボンベは、専用コンテナに出す。
	スチール	飲料用・食料品のスチール缶、スプレーのスチール缶など		
びん類	生きびん	緑色・茶色の一升びん、ビールびん	・キャップを取り、すすいでから出す。	・ガラス、ガラス、耐熱ガラスは再生できないので、「もえないごみ」へ出す。
	雑びん	生きびん以外のびん		
陶磁器	陶磁器	茶碗、湯飲み、カップ、植木鉢、花瓶、陶器製びんなど	・公共施設等に設置されている専用回収ボックスに出す。	・衛生陶器（便器） タイル、瓦は再生できない。
プラスチック類	ペットボトル	酒類・しょうゆ・飲料用で識別マーク1のついたペットボトル	・キャップ・ラベルを取り、すすいで、つぶしてから出す。	・塩化ビニールのボトルは再生できない。
	白色トレイ	発泡スチロール製食品用白色トレイ	・ラップやラベルははがす。 ・洗って、乾かしてから出す。 ・公共施設等に設置されている回収ボックスに出す。	・色、柄物は「プラスチック製容器包装」へ出す。 ・平成27年度から回収方法変更。「プラスチック製容器包装」へ出す。
	プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、卵パック、カップめん容器、色柄トレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど	・汚れをとり、町の指定袋か中に見えるレジ袋等に入れて出す。 ・金属はとる。	・汚れているもの、容器包装以外は「もえるごみ」へ出す。

品目	種類	例示	出し方	留意事項
廃乾電池	乾電池	使用済みの乾電池 (ボタン電池含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設などに設置されている黄色の回収ボックスへ、そのまま入れる。</li> <li>・紙類は入れない。</li> </ul>	—
小型家電	パソコン、小型家電製品(60cm未満で、家電4品目以外のもの)	パソコン、ビデオデッキ、CDラジカセ、扇風機、ファンヒーター、ストーブなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電リサイクル法認定事業者へ回収を依頼することもできる。</li> <li>・パソコンは、製造メーカーによる自主回収も利用できる。(問合せ：一般社団法人パソコン3R推進協会)</li> </ul>

## ② もえるごみ

品目	例示	出し方	留意事項
生ごみ	魚のアラ、果実の皮、貝殻、野菜くずなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定袋に入れて出す</li> <li>・紙おむつは汚物を取り除く。</li> <li>・生ごみは水をきる。</li> <li>・食用油は薬品で固めるか、紙・布にしみこませる。</li> <li>・枝は長さ1メートル以内にし、直径30cm以内に縛る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定袋以外で出さない。</li> <li>・前日に出さない。</li> <li>・袋の口はしっかり縛る。</li> </ul>
木くず	木片、枝、草など		
紙くず	ちり紙、紙おむつ、紙コップなど		
プラスチック	プラスチック製容器包装でないもの CD、ビデオテープ、MD 歯ブラシ、ボールペン ポリバケツ、プラスチックのおもちゃ 汚れがひどいプラスチック製容器包装		
その他	灰、かばん、靴、保冷剤、乾燥剤など		
ふとん	ふとん、じゅうたん、毛布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たたんで、60cm四方で十字に縛る。</li> </ul>	

## ③ もえないごみ

品目	例示	出し方	留意事項
ガラス	ガラス、蛍光灯、電球など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定のコンテナに入れる。(ライターは、専用回収コンテナに入れる。)</li> <li>・60cm未満のもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出せる場所は資源ごみステーション。</li> <li>・石油ストーブ等は灯油を抜く。</li> <li>・刃物は刃の部分をテープなどで保護する。</li> <li>・乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く。</li> <li>・小型家電製品は、年1回、各地区コミュニティセンター、集会所での回収時に出すこともできる。</li> </ul>
金属類	傘、包丁、鍋焼きうどんのアルミなど		
小型家電製品(60cm未満で、家電4品目とパソコン以外のもの)	ビデオデッキ、CDラジカセ、扇風機 ファンヒーター、ストーブなど		
ライター	ライター		
その他	多量の乾燥剤、使い捨てカイロなど		

④ 粗大ごみ

品目	例示	出し方	留意事項
一辺の長さが60cm以上、2m未満のもの	家具類 照明器具 ガス製品 遊具・楽器 敷物 建具など	<p>※有料で出し方は2種類</p> <p>① 東部知多クリーンセンターへ直接搬入 ・10kgまで100円、10kgを超えるごとに100円 (☎46-8855)</p> <p>② 戸別有料収集 ・粗大ごみ受付センターへ電話予約 (☎0120-530-276) ・1個1,000円 1回5個まで ・事前に粗大ごみ処理券の購入が必要</p> <p>・平成27年10月1日の収集手数料から、価格改定。 (旧)1,000円 → (新)2,000円 ※旧価格の粗大ごみ処理券は、2枚を1セットとして粗大ごみに貼ることで、引き続き利用可能。</p>	<p>・家電4品目とパソコンは収集していません。 ・戸別有料収集は作業員2名で収集運搬できるもの。</p>

⑤ 自転車等

品目	例示	出し方	留意事項
自転車 三輪車 ベビーカー	自転車、三輪車、ベビーカー	・年1回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。	回収時間は、午前9時から12時まで。

⑥ 町で収集しないごみ

品目	例示	出し方
家電リサイクル品目	テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン(室外機含む)	<p>①買い替えの場合、購入店が分かる場合は購入店へリサイクル料金等を支払って依頼。</p> <p>②購入店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、町許可業者へ処理依頼(運搬料金は別途必要)</p> <p><b>【町許可業者】</b> 郵便局でリサイクル料金を支払った後、依頼する。(運搬料金は別途必要) トーエイ(株) ☎83-3880 (株)西山商店 ☎052-692-2393</p> <p><b>【リサイクル料金】</b> ・テレビ(1,785円～) ・エアコン(2,625円～) ・冷蔵庫・冷凍庫(3,780円～) ・洗濯機(2,520円～) ・衣類乾燥機(2,520円～) ※大きさと製造メーカーによって料金が異なる。</p>
事業系ごみ	事業所、商店、飲食店、病院、工場などから出たごみ	<p>・事業者自身で処理するか、廃棄物処理業者に依頼する。 ・一般廃棄物(紙くずなどのもえるごみ)は、東部知多クリーンセンターへ搬入が可能。</p>

品 目	例 示	出 し 方
一時多量ごみ	家庭で、引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ（家財など5点以上ある場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接、東部知多クリーンセンターへ搬入（有料）するか、廃棄物処理業者へ依頼する。</li> </ul>
処理できないごみ	プロパンガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、塗料、薬品など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部知多クリーンセンターで処理できないため、販売店などに相談する。</li> </ul>

### (3) ごみの収集日及び回収日

もえるごみは週2回、もえないごみは月2回収集し、資源ごみは種類により月2回ずつ回収しており、各地区の収集日及び回収日は、下記のとおりです。

#### ① ごみの収集日及び回収日

種別	もえるごみ	もえないごみ	資源ごみ				廃乾電池	粗大ごみ(有料)
			金属・びん・ペットボトル	紙・布	プラスチック製容器包装	陶磁器		
地区	収集日(毎週)	収集日(毎月)	回収日(毎月)	回収日(毎月)	回収日(毎月)	回収日	収集日	収集日(毎月)
森岡	月・木	1・3火	1・3火	2・4火	1・3金	2・4水	月末	1・3水
森岡台	月・木	2・4火	2・4火	1・3火	1・3金	2・4水	月末	1・3水
緒川	月・木	1・3水	1・3水	2・4水	2・4金	2・4水	月末	1・3水
新田	月・木	2・4金	2・4金	1・3金	1・3水	2・4水	月末	1・3水
東ヶ丘	月・木	1・3金	1・3金	2・4金	1・3水	2・4水	月末	1・3水
石浜東	火・金	2・4月	2・4月	1・3月	2・4木	2・4水	月末	2・4水
石浜中	火・金	2・4水	2・4水	1・3水	1・3木	2・4水	月末	2・4水
石浜西	火・金	1・3月	1・3月	2・4月	2・4木	2・4水	月末	2・4水
生路	火・金	2・4木	2・4木	1・3木	2・4水	2・4水	月末	2・4水
藤江	火・金	1・3木	1・3木	2・4木	2・4水	2・4水	月末	2・4水

#### ② ごみの出せる時間

種類	時間
もえるごみ	収集日の朝から午前8時まで
もえないごみ	収集日前日のコンテナが出たときから収集日の午前8時まで
資源ごみ	・金属・びん・ペットボトルは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで ・紙類・布類は、回収日の朝から回収日の午前8時まで ・陶磁器は、毎日(常時回収コンテナは設置してあるが、夜間は出さないようにする。)
廃乾電池	毎日(施設内は、開館等時間内)
粗大ごみ	・午前8時までに、処理券を貼り付けた状態で玄関先などに出す。 ・東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む。
自転車・三輪車 ベビーカー、小型家電製品	自転車・三輪車・ベビーカー、パソコン及び小型家電製品は、年1回 各地区コミュニティセンター、集会所で午前9時から12時まで回収

(4) 資源ごみ地区別回収日・場所

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)	
森 岡	(毎月)	(1)	1:大阪屋西	(14) 24:中町20-2	
	1・3火曜日	(2)	2:フードセンターカネ平東	(15) 26:村木神社道路北	
	金属・びん・ペット	(3)	5:南古新田踏切東	(16) 27:極楽寺南	
	2・4火曜日	(4)	6:八剣神社北	(17) 28:杉之池東南	
	紙・布	(5)	7:水野石油店東	(18) 29:森岡保育園西	
	1・3金曜日	(6)	8:開眼寺	(19) 30:森岡前田公園北	
	プラ製容器包装	(7)	10:一色畑南	(20) 32:サンハウス尾張森岡Ⅱ東*	
		(8)	11:5番組新池下北	(21) 33:サンハウス尾張森岡Ⅱ西*	
		(9)	13:八百正駐車場東	(22) 34:臨江寺ふれあい広場北	
		(10)	16:中町6-22先	(23) 45:グローバルコート森岡*	
		(11)	19:海印寺東	(24) 47:新池公園南	
		(12)	20:村木苑東	(25) 54:山之神	
		(13)	21:中町26-3		
森岡台	(毎月)	(1)	3:祖母懐北公園	(10) 37:オーガニックエコ(株)西	
	1・3火曜日	(2)	5:上割木25-20東	(11) 39:上源吾12番組	
	紙・布	(3)	6:下今池公園	(12) 40:上申間1-120	
	2・4火曜日	(4)	8:森岡自然公園北	(13) 42:森の里沈砂池南	
	金属・びん・ペット	(5)	10:濁池北公園	(14) 43:下源吾(大府市境)	
	1・3金曜日	(6)	12:大池南公園東	(15) 48:森岡自然公園南	
	プラ製容器包装	(7)	14:森岡台集会所北	(16) 52:グレイシャスエクスプレスマルゼン*	
		(8)	34:二ツ池南	(17) 53:愛三工業(株)寮*	
		(9)	35:石ヶ瀬古戦場西		
緒 川	(毎月)	(1)	1:天白池ふれあい広場北	(22) 24:山の手大橋西	
	1・3水曜日	(2)	2:天白64東	(23) 25:西高岨ふれあい広場	
	金属・びん・ペット	(3)	②:水野機械北(宝前庵)	(24) 26:上鰻池東	
	2・4水曜日	(4)	4:入海神社北	(25) 27:実盛山ふれあい広場前	
	紙・布	(5)	5:上家左川51-3東	(26) 28:キャッスルハイツ東浦*	
	2・4金曜日	(6)	6:水野石油北	(27) 29:ルミエール*	
	プラ製容器包装	(7)	7:五ヶ村川東(古流作)	(28) ②9:相生の松	
		(8)	8:ホームセンターコーナン北	(29) 30:キャッスルハイツ東浦Ⅱ*	
		(9)	9:北新田36-2先	(30) 31:キャッスルハイツ東浦Ⅳ*	
		(10)	10:緒川コミュニティセンター(旧公民館)東	(31) 32:サンサン都西	
		(11)	11:緒川小学校北	(32) 33:相生の丘南公園	
		(12)	14:緒川保育園北	(33) 34:相生の丘(北公園)	
		(13)	15:札木公園北	(34) 35:レオパレス	
		(14)	16:ひだか動物病院駐車場東	(35) 36:株豊田自動織機緒川寮*	
		(15)	17:JR緒川駅南	(36) 37:濁池西第1号緑地南	
		(16)	18:佐藤内科クリニック南	(37) 38:濁池西第1号公園東	
		(17)	19:サンプラ東浦西*	(38) 39:緒川駅東区画整理地内	
		(18)	20:笠松石油西(平成)	(39) 41:辰新町北	
		(19)	21:役場南東	(40) 42:辰新町南	
		(20)	22:給食センター北	(41) 44:中央図書館南	
		(21)	23:藤和シテイコープ北		
	緒川新田	(毎月)	(1)	1:新田米穀店南	(12) 20:丸山27-1
		1・3金曜日	(2)	①:上米田11-28北	(13) 22:八巻67-1
紙・布類		(3)	2:西釜池8-19西	(14) 23:カンナ西	
2・4金曜日		(4)	②:葵ノ荘団地集会所北	(15) 25:西本坪公園場北	
金属・びん・ペット		(5)	3:中釜池44-4先	(16) 26:西本坪28-14	
1・3水曜日		(6)	10:メゾンすくも南	(17) 28:中本坪14-91西	
プラ製容器包装		(7)	13:卯の花公園北	(18) 29:岩月鍼灸院南	
		(8)	14:JA新田支店南	(19) 30:上ノ池西	
		(9)	15:肥後原37-1南	(20) 32:とち池ふれあい広場北	
		(10)	16:新田保育園北	(21) 37:本坪池南東	
		(11)	17:巽ヶ丘ハイツ北	(22) 38:アルカディア*	

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
東ヶ丘	(毎月)	(1)	1:東ヶ丘集会所	(13) 23:丸池台13-17
	1・3金曜日	(2)	3:東仙台みどり緑地北西	(14) 25:丸池台7-17
	金属・びん・ペット	(3)	5:東仙台32-8東	(15) 27:高根児童公園
	2・4金曜日	(4)	6:東仙台34-14東	(16) 28:丸池台16-15
	紙・布	(5)	8:東仙台46-10	(17) 30:上高根台32-17
	1・3水曜日	(6)	9:東仙台42-11	(18) 32:上高根台28-17
	プラ製容器包装	(7)	10:高根南公園東	(19) 35:上高根台22-15
		(8)	13:東仙台18-12	(20) 37:上高根台16-15
		(9)	14:東仙台13-11	(21) 41:上高根台85
		(10)	17:丸池台80-6	(22) 44:上高根台8-15
		(11)	19:丸池台80-4	(23) 46:上高根台1-9
		(12)	20:丸池台78-2	(24) 47:上高根台35-2
	石浜東	(毎月)	(1)	1:石浜コミュニティセンター(旧公民館)
1・3月曜日		(2)	2:石浜区民館	(31) 49:午池分譲入口
紙・布		(3)	3:芦間29-1西	(32) 50:桜見台4-9
2・4月曜日		(4)	4:東中飛翔館東	(33) 51:桜見台11-6
金属・びん・ペット		(5)	5:石浜保育園北	(34) 53:桜見台21-22
2・4木曜日		(6)	6:廻間64南	(35) 55:桜見台21-11
プラ製容器包装		(7)	8:平林公園	(36) 57:桜見台26-15
		(8)	9:鈴木建築西	(37) 62:フィオーレ西
		(9)	10:玉洞院南東	(38) 63:中央70(かみね南公園南)
		(10)	11:子供墓所前	(39) 64:アットイーズB棟北
		(11)	12:西平地東	(40) 65:ミリオンベルI東
		(12)	13:片山南ふれあい広場	(41) 67:グランドール東
		(13)	14:川尻18-11西	(42) 68:中央10-10先
		(14)	15:スカイハイム西	(43) 69:消防石浜分団詰所東
		(15)	16:明光寺北	(44) 70:中子新田区画整理地内
		(16)	17:カネ市ゴム工業北	(45) 71:JR石浜駅南
		(17)	18:シルバー人材センター西	(46) 72:黒鳥58-3
		(18)	19:火の見やぐら	(47) 73:黒鳥26-59
		(19)	22:グリーンハイツ杉	(48) 74:黒鳥26-74
		(20)	23:成田商店南	(49) 75:エクセルグランデ東浦*
		(21)	24:いろは製菓西	(50) 76:川尻5南*
		(22)	25:町営グラウンド西	(51) 77:JR石浜駅自転車駐車場横
		(23)	26:第2リビエール石浜	(52) 78:緑が丘地内
		(24)	28:芦間8-1南	(53) 81:キャッスルハイツ*
		(25)	31:西平地1-77北	(54) 82:マーサ21*
		(26)	39:リビエール石浜*	(55) 83:榊豊田自動織機石浜寮*
		(27)	41:玉洞院西	(56) 84:プリオール東浦*
		(28)	42:三本松公園	(57) 87:セントリリー*
		(29)	43:午池西	(58) 88:スターターマンション東浦*
石浜中	(毎月)	(1)	1:吹付2-158西	(10) 10:菰蓋1-134南
	1・3水曜日	(2)	2:吹付東公園南西	(11) 11:白山1-19南
	紙・布	(3)	3:吹付東公園北	(12) 12:桜見台8-1
	2・4水曜日	(4)	4:吹付2-99西	(13) 13:桜見台6-4
	金属・びん・ペット	(5)	5:吹付2-54西	(14) 14:藤塚公園東
	1・3木曜日	(6)	6:田之助6-49東	(15) 16:菰蓋1-149東
	プラ製容器包装	(7)	7:田之助6-13東	(16) 17:藤塚1-63西
		(8)	8:菰蓋1-86西	(17) 18:菰蓋1-116西
		(9)	9:吹付2-33西	

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
石浜西	(毎月)	(1)	1: 3 街区 4 棟東	(19) 35: 県営東浦住宅 4 棟南
	1・3 月曜日	(2)	2: 3 街区 9 棟西	(20) 36: 県営東浦住宅 5 棟南
	金属・びん・ペット	(3)	3: 3 街区 8 棟東	(21) 37: 県営東浦住宅 9 棟
	2・4 月曜日	(4)	4: 3 街区 7 棟北	(22) 38: 県営東浦住宅 10 棟
	紙・布	(5)	5: 3 街区 6 棟西	(23) 39: 県営東浦住宅 11 棟
	2・4 木曜日	(6)	6: 3 街区 5 棟東	(24) 40: 南ヶ丘北公園
	プラ製容器包装	(7)	7: 3 街区 4 棟西	(25) 41: 南ヶ丘中公園西
		(8)	8: 3 街区 3 棟北	(26) 42: 南ヶ丘南公園東
		(9)	9: 3 街区 2 棟北	(27) 43: 南ヶ丘 2 6 - 6 4
		(10)	14: 2 街区 13 棟北①	(28) 44: 南ヶ丘 2 6 - 6 7
		(11)	15: 2 街区 13 棟北②	(29) 45: 南ヶ丘 2 6 - 7 1
		(12)	26: 県営東浦住宅 1 棟西	(30) 46: 南ヶ丘 2 6 - 6 3
		(13)	27: 県営東浦住宅 8 棟東	(31) 47: 南ヶ丘 2 6 - 7 0
		(14)	28: 県営東浦住宅 8 棟東	(32) 48: 南ヶ丘南公園北
		(15)	29: 県営東浦住宅 6 棟東	(33) 49: 南ヶ丘 2 6 - 6 9
		(16)	30: 県営東浦住宅 2 棟北	(34) 50: 南ヶ丘 2 6 - 6 8
		(17)	31: 県営東浦住宅 2 棟北	(35) 51: 南ヶ丘中公園南
		(18)	34: 3 街区 1 棟北	
生 路	(毎月)	(1)	1: 泉ヶ池西	(16) 23: 前田 1 1 3 - 1 先
	1・3 木曜日	(2)	2: 泉ヶ池東	(17) 25: ジャス東浦東*
	紙・布	(3)	3: 浜田公園	(18) 26: ジャス東浦西*
	2・4 木曜日	(4)	4: レインボー東浦石浜*	(19) 27: ピボットマンション池下*
	金属・びん・ペット	(5)	5: レインボー東浦*	(20) 29: 大踏切の地蔵前
	2・4 水曜日	(6)	7: 丸浜サイジング	(21) 31: 厄松池東
	プラ製容器包装	(7)	8: サンプラ生路*	(22) 34: 花井製作所第 6 駐車場東
		(8)	9: 東午新田 3 先	(23) 35: 東浦高校東
		(9)	11: 山口建築東	(24) 37: 西午新田ふれあい広場北
		(10)	13: 坂下 1 8 南	(25) 38: キャッスルハイツ東浦Ⅲ
		(11)	15: 北若衆稽古部屋	(26) 39: 門田 2 7 - 2 6
		(12)	16: 生路小学校北東	(27) 42: コペアヤマソウ*
		(13)	17: 生路コミュニティセンター (旧公民館)	(28) 46: 前田 3 5 - 7 9 (生路前田南公園)
		(14)	19: 門田公園	(29) 47: 前田 3 5 - 2 2
		(15)	20: 長坂組東	(30) 53: フェリーチェひがしうら*
藤 江	(毎月)	(1)	1: 厄松池南	(18) 33: 西之宮 3 3 - 1 7 東
	1・3 木曜日	(2)	4: 三丁 1 - 2 東	(19) 34: 鈴木組資材置場東
	金属・びん・ペット	(3)	5: ふじが丘 2 4 - 8	(20) 38: シャトー雅前
	2・4 木曜日	(4)	7: ふじが丘 3 1 - 1 1	(21) 43: 前田クリニック南
	紙・布	(5)	9: ふじが丘 3 6 - 1 5	(22) 44: 町営藤江住宅西
	2・4 水曜日	(6)	10: 西河屋東	(23) 45: 新福工業南
	プラ製容器包装	(7)	13: ふじが丘 1 1 - 2 3	(24) 47: 荒子 8 7 - 1 西
		(8)	15: ふじが丘 6 - 2 6	(25) 49: 荒子 8 - 1 9 9
		(9)	17: ふじが丘 1 - 1 8	(26) 52: 荒子団地浄化槽隣
		(10)	20: 上廻間 2 3 - 1 東	(27) 53: 荒子団地北国道沿い
		(11)	23: 上廻間 2 9 - 1 西	(28) 101: エルグランデ東浦*
		(12)	24: 前田 2 9 北	(29) 102: グランコート東浦*
		(13)	27: 上満 2 4 - 8 北	(30) 104: キャノンピア東浦*
		(14)	28: 上満 1 8 - 4 南	(31) 105: レインボー東浦藤江*
		(15)	29: 藤江公民館駐車場南	(32) 110: レオパレスムート*
		(16)	30: 須賀川樋門北	(33) 111: ノビリティマルユウ*
		(17)	32: ふじが丘 2 1 - 1 2	

(注) \*印のついている回収場所は、入居者専用です。

## (5) 指定ごみ袋販売所

(66販売所)

平成27年3月31日現在

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
1	森 岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷1	83-2543
2	〃	八百正	森岡字段上1-1	83-8627
3	〃	(株)ドミー東浦店	森岡字前田55-1	83-5141
4	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35-9	84-1888
5	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池8-76	83-4893
6	〃	酒市場本店	森岡字上半ノ木51-5	84-1826
7	〃	(有)オレンジアップ	森岡字上半ノ木25-1	83-5001
8	〃	ゲンキー愛知東浦店	森岡字前田55-1	82-3390
9	〃	ファミリーマート東浦森岡店	森岡字田面91-1	82-2058
10	〃	ローソン東浦森岡店	森岡字前田37-1	85-0305
11	〃	サークルK東浦森岡店	森岡字新池下36-1	82-5885
12	緒 川	松華園	緒川字家下1	83-2324
13	〃	福田屋	緒川字竹塚14-13	83-3260
14	〃	(資)カネヨセンター	緒川字竹塚13-4	83-3375
15	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
16	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
17	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口2-2	83-2502
18	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
19	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区8	83-2235
20	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
21	〃	サークルK東浦役場前店	緒川字平成55	84-5188
22	〃	(資)山口屋商店	緒川字家下3-2	83-2256
23	〃	(資)千鳥屋	緒川字竹塚8-43	83-3367
24	〃	わたや呉服店	緒川字屋敷二区143	83-2258
25	〃	パオみよしや東浦店	緒川字南大狭間56-3	84-3714
26	〃	イオンリテール(株)イオン東浦店	緒川字申新田二区67-8	82-2800
27	〃	ホームセンターコーナン知多東浦店	緒川字北新田8-5	82-1061
28	〃	(株)スギ薬局東浦店	緒川字家下22-1	84-5031
29	〃	セブンイレブン東浦緒川塩田店	緒川字塩田68	84-7328
30	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
31	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
32	〃	リカーショップ林	緒川字上米田11-35	83-6813
33	〃	ショップピングマルス東ヶ丘店	緒川字東仙台1	84-6988
34	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池5-8	35-0029
35	〃	卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山11-8	34-4822
36	〃	サークルK東浦緒川植山店	緒川字植山43-2	34-0027
37	〃	セブンイレブン東浦緒川植山店	緒川字植山31-3	35-3231

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
38	緒川新田	あいち知多農協東浦営農センター	緒川字鰻池 3 4 - 1 9	8 3 - 9 8 8 1
39	〃	セブンイレブン東浦知多インター店	緒川字上米田 2 - 1 1	8 4 - 7 5 5 7
40	石 浜	(有)たからや	石浜字三ッ池 4 9 - 1	8 3 - 4 6 6 7
41	〃	サンエツ	石浜字前浜 1 3	8 3 - 2 3 7 3
42	〃	ショッピングマルス本店	石浜字八ツ針 1 - 2 6	8 3 - 7 1 1 2
43	〃	(有)松栄堂アイプラザ店	石浜字菰蓋 1 - 1 4 3	8 3 - 7 2 0 2
44	〃	サークルK東浦石浜店	石浜字行田 1 8 - 1	8 3 - 6 1 7 5
45	〃	(有)さかゑ屋	石浜字片山 6	8 3 - 2 4 5 5
46	〃	松谷マッサージ治療院	石浜字川尻 1 7 - 1 0	8 3 - 1 0 0 3
47	〃	杉野文具店	石浜字岐路 6 0 - 1	8 3 - 5 0 8 3
48	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央 1 3 - 1 4	8 2 - 2 5 0 1
49	〃	セブンイレブン東浦石浜駅西店	石浜字なかね 1 1 - 8	8 4 - 7 6 3 4
50	〃	サークルK東浦南ヶ丘店	石浜字南ヶ丘 1 6 - 1 5	8 4 - 8 6 5 1
51	〃	セブンイレブン東浦石浜須賀店	石浜字須賀 3 0 - 2	8 4 - 7 8 7 7
52	〃	中部薬品(株)東浦店 (V drug)	石浜字行田 7 - 1 他 8 筆	8 2 - 2 2 2 0
53	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木 1 3	8 3 - 3 3 3 9
54	〃	コノミヤ東浦店	生路字池下 6 1 - 9	8 3 - 8 8 1 1
55	〃	いくまん呉服店	生路字浜田 1 6 - 1	8 3 - 3 2 0 2
56	〃	ウエルシア生路店	生路字池下 1 1 9	8 2 - 5 7 0 0
57	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田 2 4 - 7	8 2 - 5 2 0 2
58	〃	ファミリーマート東浦ハイパス店	生路字西午新田 8 9 - 3	8 2 - 3 6 9 1
59	藤 江	カネラ新美商店	藤江字須賀 1 3 0	8 3 - 2 2 0 7
60	〃	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪 4 8 - 1 8	8 3 - 6 0 6 9
61	〃	サンクス東浦駅前店	藤江字大坪 1 4 - 1	8 4 - 4 7 4 6
62	〃	大蔵屋	藤江字松本 7 - 2	8 3 - 2 4 1 3
63	〃	セブンイレブン東浦藤江店	藤江字荒子 8 - 1 7 9	8 4 - 8 5 5 1
64	〃	トーエイ(株)	藤江字ヤンチャ 2 8 - 1	8 3 - 3 8 8 0
65	阿久比町 板 山	セブンイレブン阿久比旭台店	阿久比町 板山字広脇 6 - 4	(0569) 48-7107
66	阿久比町 卯 坂	ピアゴ阿久比北店	阿久比町 卯坂字惣山 6 5	(0569) 48-5611

## (6) 粗大ごみ処理券販売所

(27販売所)

平成27年3月31日現在

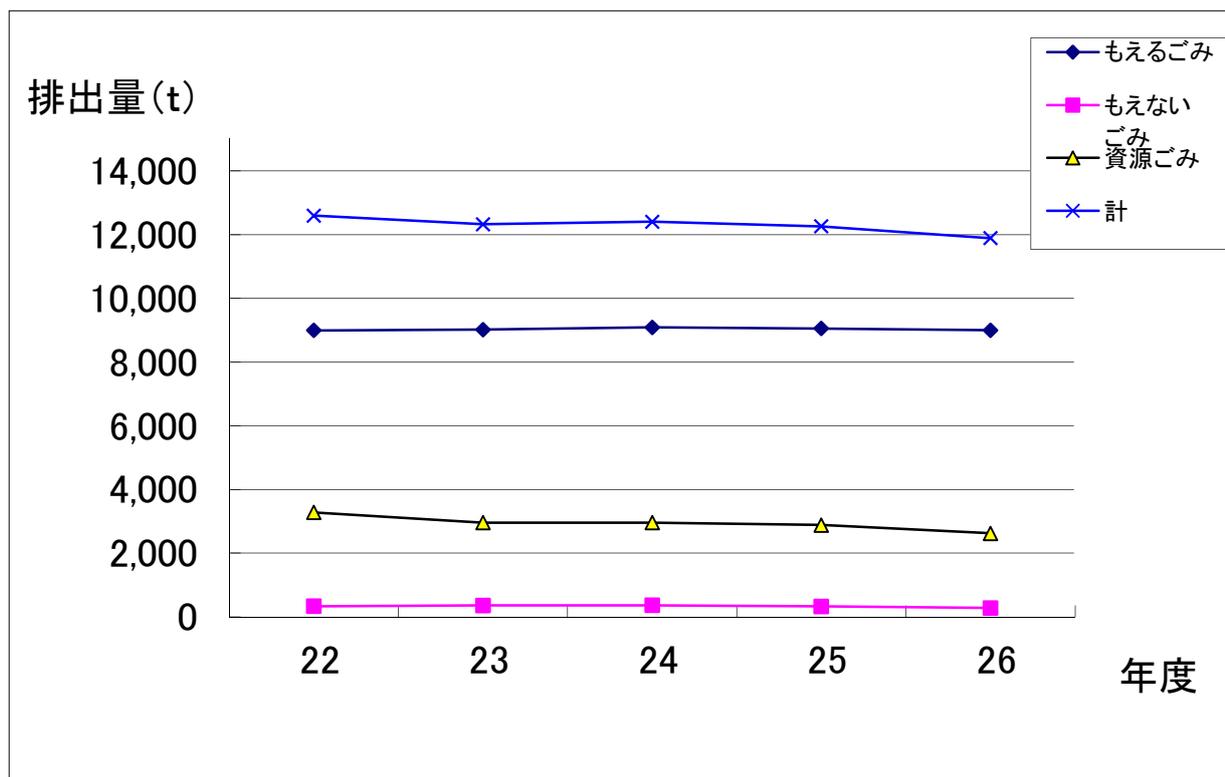
No.	地 区	販売所名		電 話
1	森 岡	八百正	森岡字段上1-1	83-8627
2	〃	(株)ドミー東浦店	森岡字前田55-1	83-5141
3	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35-9	84-1888
4	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池8-76	83-4893
5	緒 川	松華園	緒川字家下1	83-2324
6	〃	(資)カネヨセンター	緒川字竹塚13-4	83-3375
7	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
8	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
9	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口2-2	83-2502
10	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
11	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区8	83-2235
12	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
13	〃	(資)山口屋商店	緒川字家下3-2	83-2256
14	〃	(資)千鳥屋	緒川字竹塚8-43	83-3367
15	〃	行政サービスコーナー	緒川字申新田貳区67-8	82-2940
16	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
17	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
18	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池5-8	35-0029
19	石 浜	サンエツ	石浜字前浜13	83-2373
20	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13-14	82-2501
21	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
22	〃	ファミリーマート東浦パ <sup>ス</sup> 店	生路字西午新田89-3	82-3691
23	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24-7	82-5202
24	〃	いくまん呉服店	生路字浜田16-1	83-3202
25	藤 江	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48-18	83-6069
26	〃	大蔵屋	藤江字松本7-2	83-2413
27	〃	セブソイレブソ東浦藤江店	藤江字荒子8-179	84-8551

## (7) ごみ収集量

### ① ごみ収集量の年度別変化

東浦町が収集したごみ（一般廃棄物）の総量は、平成22年度から少しずつではありますが、減少傾向にあります。住民一人当たりの年間排出量と比較しますと、平成22年度では約251kg、平成26年度では約236kgであり、この5年間で一人当たり約15kgごみの排出量が減少しました。この結果の要因として、ごみの減量化・資源化の浸透のほかに、最近の経済情勢なども考えられます。

※住民一人当たりの年間排出量＝ごみ収集量÷人口



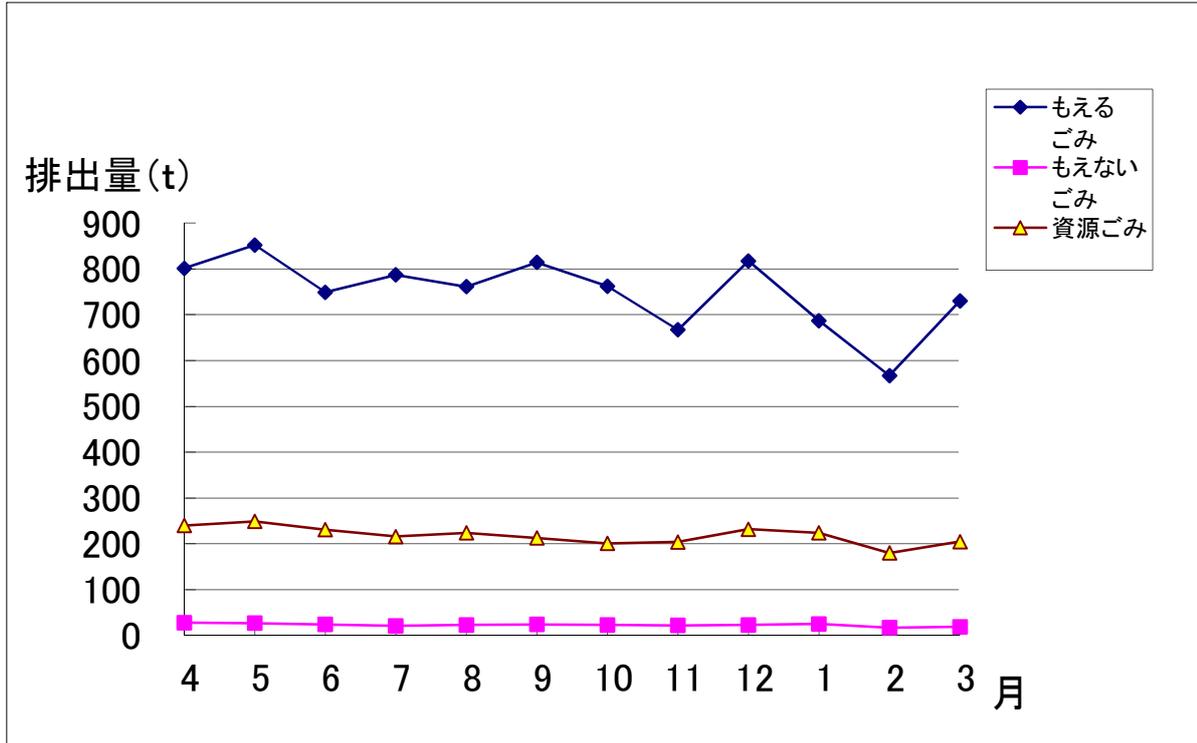
(単位:t)

年度	22	23	24	25	26
種類					
もえるごみ	8,991	9,018	9,088	9,053	8,994
もえないごみ	329	354	361	323	276
資源ごみ	3,276	2,955	2,958	2,881	2,619
計	12,596	12,327	12,407	12,257	11,889
人口(人)	50,192	50,170	50,149	50,261	50,289

(注) 1 もえるごみ・もえないごみは、無料処理分のみ  
(東部知多クリーンセンター持込、不法投棄、火災ごみ含む)

(注) 2 人口は、毎年10月1日現在

② ごみ収集量の月別変化（平成26年度）



(単位：t)

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
もえるごみ	801	852	749	787	761	814	762	667	817	687	567	730
もえないごみ	28	27	24	21	23	24	23	22	23	25	17	19
資源ごみ	240	249	231	216	224	213	201	204	232	224	180	205

③ ごみの一世帯あたりの収集量及び処理費

(一般+公用ごみ)

区分 年度	収集世帯	処理量			一世帯あたりの 収集量 (kg)	一世帯あたりの 処理費(円)
		もえるごみ (t)	もえないごみ (t)	合計 (t)		
22	18,979	8,991	329	9,320	491	7,788
23	19,153	9,018	354	9,372	489	7,720
24	19,271	9,088	361	9,449	490	7,598
25	19,463	9,053	323	9,376	482	8,050
26	19,675	8,994	276	9,270	471	9,435

(注) 1 収集世帯件数は、各年の10月1日現在

(注) 2 一世帯あたりの処理費は、処理に要する経費のみで、収集運搬費は含まれません。

④ 資源ごみ回収量（平成26年度）

（単位：kg）

		森岡	森岡台	緒川	新田	東ヶ丘	石浜東
金属類	アルミ	6,469	4,136	8,208	4,406	7,053	15,158
	スチール	7,723	5,237	11,759	5,122	8,886	13,486
	計	14,192	9,373	19,967	9,528	15,939	28,644
紙布類	新聞紙	56,236	30,012	35,682	19,287	88,476	95,326
	雑誌・広告	51,716	63,942	73,482	42,457	65,826	86,309
	ダンボール	31,616	22,042	34,507	18,732	43,586	62,586
	紙パック	1,410	1,320	1,780	1,205	2,795	2,543
	ボール紙	2,845	8,374	8,599	6,349	3,545	5,432
	布	6,783	4,758	6,073	3,843	9,928	12,739
	計	150,606	130,448	160,123	91,873	214,156	264,935
びん類	一升びん	1,310	1,441	2,392	1,138	1,282	2,210
	ビールびん	237	155	297	195	289	413
	その他のびん	89	0	0	0	71	56
	カレット	31,620	24,060	48,550	22,030	37,380	62,740
	計	33,255	25,656	51,239	23,363	39,022	65,419
プラスチック	ペットボトル	11,087	7,745	14,380	7,760	12,066	25,330
	プラスチック製容器包装	26,170	17,700	35,200	22,670	32,160	40,390
	計	37,257	25,445	49,580	30,430	44,226	65,720
合計		235,310	190,922	280,909	155,194	313,343	424,718

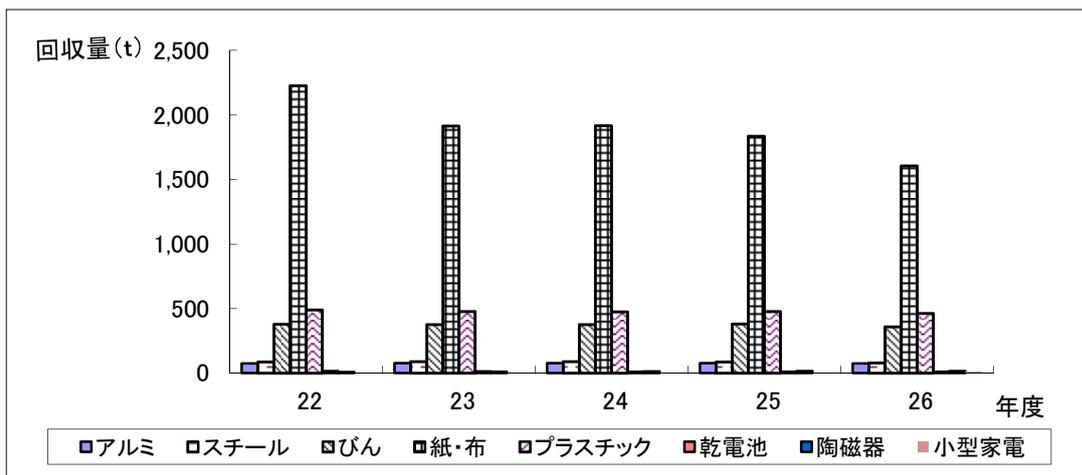
		石浜中	石浜西	生路	藤江	全域	計
金属類	アルミ	3,200	5,576	9,499	10,436	-	74,141
	スチール	3,359	5,801	9,078	9,670	-	80,121
	計	6,559	11,377	18,577	20,106	-	154,262
紙布類	新聞紙	47,796	26,522	75,556	33,162	-	508,055
	雑誌・広告	39,515	60,032	61,760	69,872	-	614,911
	ダンボール	22,651	21,672	40,602	38,912	-	336,906
	紙パック	961	1,160	2,179	2,400	-	17,753
	ボール紙	2,171	4,544	3,531	11,304	-	56,694
	布	4,492	5,688	9,360	8,483	-	72,147
	計	117,586	119,618	192,988	164,133	-	1,606,466
びん類	一升びん	500	479	1,633	2,524	-	14,909
	ビールびん	132	184	288	420	-	2,610
	その他のびん	45	0	84	0	-	345
	カレット	12,300	16,960	41,520	42,650	-	339,810
	計	12,977	17,623	43,525	45,594	-	357,673
プラスチック	ペットボトル	5,377	11,810	14,498	16,490	-	126,543
	プラスチック製容器包装	19,040	11,940	42,910	35,610	49,142	332,932
	白色トレイ	-	-	-	-	3,430	3,430
	計	24,417	23,750	57,408	52,100	52,572	462,905
乾電池		-	-	-	-	10,730	10,730
陶磁器		-	-	-	-	14,850	14,850
小型家電		-	-	-	-	11,878	11,878
合計		161,539	172,368	312,498	281,933	90,030	2,618,764

(注) 1 全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載

(注) 2 プラスチック製容器包装全域欄は役場拠点回収量を表示

(注) 3 白色トレイ、乾電池、陶磁器、小型家電は拠点回収のため町全域の回収量を表示

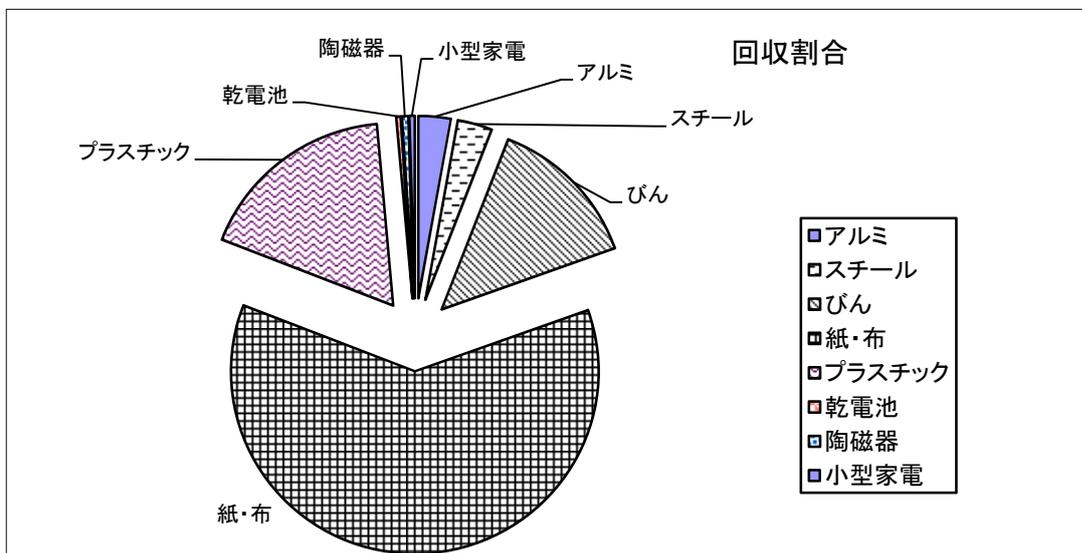
⑤ 資源ごみ回収量(種類別)年度別変化



(単位：t)

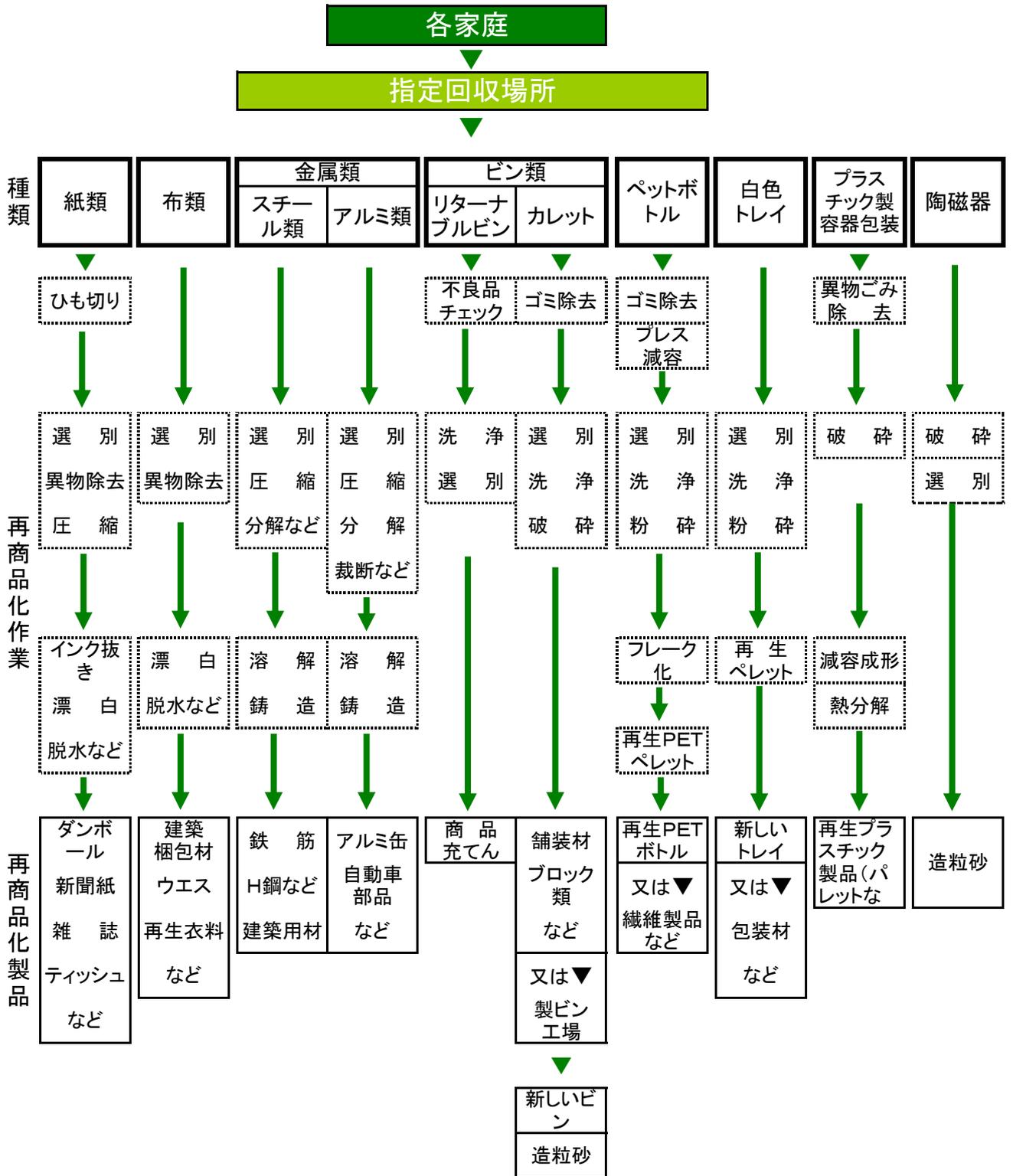
種類	年度	22	23	24	25	26
アルミ		73.6	76.6	77.7	76.1	74.1
スチール		87.5	90.1	89.7	85.5	80.1
びん		377.3	376.6	375.6	379.9	357.7
紙・布		2,226.2	1,913.6	1,917.3	1,836.8	1,606.5
プラスチック		490.8	476.8	475.3	477.7	462.9
乾電池		14.1	11.3	10.7	10.5	10.7
陶磁器		6.9	10.1	12.0	14.4	14.9
小型家電		—	—	—	—	11.9
合計		3,276.4	2,955.1	2,958.3	2,880.8	2,618.8

⑥ 資源ごみ(種類別)回収割合(平成26年度)



品目	回収量 (kg)	回収割合 (%)
アルミ	74,141	2.8
スチール	80,121	3.1
びん	357,673	13.7
紙・布	1,606,466	61.3
プラスチック	462,905	17.7
乾電池	10,730	0.4
陶磁器	14,850	0.6
小型家電	11,878	0.5
計	2,618,764	100.0

⑦ 資源ごみの流れ（平成26年度）



## 62 し尿

### (1) し尿の収集料金

定額制	定額料金	1人 月	270円	①一般家庭が対象。 ②月1回のくみ取りが原則。 ③3歳未満(3歳に達した日の属する年度の末日まで)の者は無料。 ④人員は、くみ取り予定日の前月1日の人員。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。
	超過料金	1回 につき	540円	月2回以上のくみ取りをする場合に2回目以降のくみ取りから徴収する。
従量制		18リットル につき	135円	①人員の確定困難な事務所・飲食店等及び簡易水洗式便槽が対象。 ただし、一般家庭でも次の場合は対象とする。 ・水洗式くみ取り場合 ・月1回のくみ取りを必要としない場合 ・多量の水を使用しないとくみ取りできない場合 ・人員の確認が困難な場合 ・その他定額制が不適當な場合 ②月1回のくみ取りが原則。 ③雨水、地下水等が浸入した場合のくみ取り。 ④1リットル未満の端数は切り捨てる。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。

### (2) くみ取りにあたっての留意事項

#### ①留守家庭の取り扱いについて

・くみ取り予定日前後に外出するときは、くみ取り券入れに必要な枚数(従量制は必要と思われる枚数)を入れ、風などでくみ取り券が飛ばされないようにし、わかりやすいところに明示する。

くみ取り券が用意されていないと、くみ取りができない。

#### ②くみ取り券入れについて

・くみ取り券入れは、住所・氏名・人員等の必要事項を記入し、留守時に利用する。

#### ③くみ取り券について

・定額制の超過料金は、1回につき定額制くみ取り券2枚必要。  
・くみ取り券を業者に提出する時は、いずれか1枚の裏面に住所・氏名を記入する。

#### ④くみ取りの予定日について

・広報ひがしうらで随時お知らせする。  
・毎月、森岡・緒川・緒川新田・石浜・生路・藤江の順に実施。

### ⑤その他

- ・転入、転出及び死亡等で人員に変更があった場合は届出が必要。
- ・くみ取り口付近は、作業のしやすいようにする。
- ・便そうの清掃に使用する水は、1カ月10リットル以内。
- ・現金支払いは不可。
- ・平成27年10月1日の収集手数料から、価格改定。

定額券（旧）270円 → （新）370円

従量券（旧）135円 → （新）185円

※旧価格のし尿汲み取り券は、補助券（1枚 50円）と組み合わせることで、引き続き利用可能。

### ⑥くみ取り委託業者

トーエイ株式会社 電話83-3880

### (3) くみ取り券販売所

(15販売所)

平成27年3月31日現在

No.	地区	販売所名	住 所	電 話
1	森岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷1	83-2543
2	〃	J A森岡支店	森岡字取手118-4	83-2081
3	緒川	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
4	〃	松華園	緒川字家下1	83-2324
5	〃	J A東浦支店	緒川字浜田3-7	83-2121
6	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
7	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
8	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
9	緒川新田	J A新田支店	緒川字寿久茂48	34-8296
10	〃	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
11	石浜	サンエツ	石浜字前浜13	83-2373
12	〃	杉野文具店	石浜字岐路60-1	83-5083
13	生路	J A東浦南部支店	生路字池下111-1	83-2084
14	〃	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
15	藤江	大蔵屋	藤江字松本7-2	83-2413

#### (4) し尿収集量

年度	年間処理量 (k l)	収集人口 (人)	総人口 (人)
22	1,809	1,993	50,192
23	1,732	1,766	50,170
24	1,559	1,665	50,149
25	1,499	1,551	50,261
26	1,389	1,497	50,289

(注) 人口は、各年10月1日現在

## (5) 浄化槽設置状況

平成27年3月31日現在

(単位：基)

区分 処理対象人員	単独処理施設			合併処理施設	合 計
	腐敗タンク方式	ばっ気方式	小 計	ばっ気方式	
1～5	252	721	973	720	1,693
6～7	120	1,261	1,381	526	1,907
8～10	114	715	829	102	931
11～15	30	90	120	44	164
16～20	20	89	109	27	136
21～50	59	182	241	94	335
51～100	30	7	37	43	80
小 計	625	3,065	3,690	1,556	5,246
101～300	7	8	15	52	67
301～500	3	3	6	8	14
小 計	10	11	21	60	81
501～5,000	0	0	0	4	4
小 計	0	0	0	4	4
合 計	635	3,076	3,711	1,620	5,331

### 3 東部知多衛生組合の状況

#### (1) 月別し尿・ごみ処理量（平成26年度）

区分 月	し尿処理 (k1) 東部知多浄化センター			ごみ処理 (t) 東部知多クリーンセンター				
	し尿	浄化槽汚泥	計	可燃物		不燃物		計
				一般収集	持込有料	一般収集	持込有料	
26年4月	113.07	981.15	1,094.22	801.33	183.24	27.63	7.01	1,019.21
5月	126.11	1,050.02	1,176.13	851.89	211.42	27.13	8.05	1,098.49
6月	118.51	900.26	1,018.77	749.50	180.79	23.68	4.63	958.60
7月	113.63	847.84	961.47	787.21	207.73	21.03	4.41	1,020.38
8月	108.97	754.50	863.47	761.12	188.20	23.33	8.50	981.15
9月	111.34	822.71	934.05	813.73	226.18	24.36	6.12	1,070.39
10月	118.70	862.17	980.87	761.93	239.78	23.06	6.61	1,031.38
11月	112.05	904.14	1,016.19	666.53	192.29	21.58	6.73	887.13
12月	122.58	844.53	967.11	816.89	203.64	23.42	8.64	1,052.59
27年1月	108.19	857.30	965.49	686.60	165.48	24.96	7.43	884.47
2月	126.85	934.43	1,061.28	567.14	154.10	16.74	4.37	742.35
3月	108.90	1,020.10	1,129.00	730.49	186.74	19.30	5.15	941.68
計	1,388.90	10,779.15	12,168.05	8,994.36	2,339.59	276.22	77.65	11,687.82
1か月平均	115.74	898.26	1,014.00	749.53	194.97	23.02	6.47	973.99

(注) 一般収集は、公用持込を含む。

#### (2) ごみの状況

(単位:t)

構成市町 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
22	8,991	22.2	11,423	28.4	15,221	37.1	5,013	12.3	40,648	100
23	9,018	22.1	11,449	27.8	15,475	37.5	5,182	12.3	41,124	100
24	9,088	21.9	11,519	27.8	15,554	37.7	5,281	12.6	41,442	100
25	9,053	21.8	11,394	27.5	15,704	37.9	5,316	12.8	41,467	100
26	8,994	21.6	11,434	27.5	15,730	37.8	5,402	13.1	41,560	100

(注) 可燃物のみの投入量

### (3) し尿の状況

(単位:kl)

構成市町 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
2 2	13,866	28.6	8,352	17.2	18,451	38.0	7,884	16.2	48,553	100
2 3	13,598	28.4	8,391	17.5	17,988	37.1	8,183	17.0	48,160	100
2 4	12,724	27.7	8,283	18.0	17,113	37.4	7,868	17.1	45,988	100
2 5	12,599	27.6	8,547	18.7	16,870	36.9	7,654	16.8	45,670	100
2 6	12,168	27.1	8,286	18.5	16,899	37.7	7,473	16.7	44,826	100

(注) 浄化槽汚泥を含む投入量

### (4) 負担金の推移

#### ■東浦町年度別状況

(単位:千円)

項目	22	23	24	25	26
組合債償還金	90,576	32,463	9,979	11,937	12,374
投資的経費	126,023	68,170	92,981	193,127	218,600
経常的経費 (し尿関係)	50,615	51,686	48,775	46,194	42,397
〃 (ごみ関係)	139,527	139,070	139,095	142,269	147,697
〃 (温水プール関係)	26,141	25,791	26,607	26,419	28,813
歳出計 (a)	432,882	317,180	317,437	419,946	449,881
負担金以外の歳入計 (b)	134,771	72,835	57,123	192,771	182,888
実質負担金 (a) - (b)	298,111	244,345	260,314	227,175	266,993

#### ■構成市町別状況

(単位:千円)

構成市町 項目	東浦町	豊明市	大府市	阿久比町	合計
組合債償還金	12,374	16,976	21,041	6,250	56,641
投資的経費	218,600	297,206	384,262	118,281	1,018,349
経常的経費 (し尿関係)	42,397	28,246	57,387	26,380	154,410
〃 (ごみ関係)	147,697	187,746	264,960	85,389	685,792
〃 (温水プール関係)	28,813	14,597	50,649	5,809	99,868
歳出計 (a)	449,881	544,771	778,299	242,109	2,015,060
負担金以外の歳入計 (b)	182,888	241,153	332,070	97,190	853,301
実質負担金 (a) - (b)	266,993	303,618	446,229	144,919	1,161,759

## 用語解説（50音順）

### ・赤潮

プランクトンが異常繁殖して海面が赤色又は赤褐色になる現象で、その発生によって魚類が死ぬ被害をうけます。赤潮発生の原因は、生活排水や工場排水などの流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれています。

→富栄養化

### ・アルキル水銀

水銀にアルキル基が1個又は2個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称であり、無色の液体又は、白色の固体状をしています。

アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭縮、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。

### ・一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

### ・化学的酸素要求量(COD)

BODと同じく水質の汚濁の程度を示す数値で、酸化剤を使用して、水中の有機物を分解するのに消費される酸素の量を表すもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。

→生物化学的酸素要求量(BOD)

### ・カドミウム(Cd)

主に亜鉛の生産に伴い産出される重金属。長期にわたり大量に体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害・胃腸障害・腎臓障害等を起こします。

### ・環境基準

環境基本法第16条に基づき国が定める基準。環境行政を進めていく上での指針となるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められています。

### ・光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、強い日射を受け光化学反応を起こし生じる物質で、二酸化窒素を除くオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化力の強い物質の総称。高濃度のときは、目を刺激し呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼします。

→窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)

### ・揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体となる有機化合物の総称。代表的な物質は、トルエン、キシレン、酢酸エチル等で、塗料や接着剤、インク等に溶剤として含まれています。

### ・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

### ・酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもpH5.6程度となっています。このため一般的にはpH5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

### ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。健康被害として、乳幼児に対するチアノーゼや窒息を起こします。

### ・水素イオン濃度(pH)

溶液中の酸性、アルカリ性を示す指数で単位はpH。中心となる数値を7（中性）とし、7より小さいものは弱酸性（4～7）、強酸性（0～3）、7より大きいものは弱アルカリ性（7～10）、強アルカリ性（11～14）と分けられています。

### ・生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の汚濁物質が、微生物により酸化分解するときに消費される酸素の量。河川の有機物による水の汚濁の程度を示す指標であり、きれいな水では1～3、ややきれいな水では3～5、汚れている水では5～10、非常に汚れている水では10以上で、数値が高いほど水質が悪いといえます。

### ・全シアン

シアン化合物の総称。シアン化水素、シアン化カリウム等の他、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素やシアン化カリウム等は、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。

### ・全窒素

有機および無機（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。湖沼の窒素に関する環境基準になっています。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。

→富栄養化、赤潮

## ・全リン

水中に溶解している無機態リンと有機態リンの合計量。窒素と同様に水中の栄養塩類の増加による富栄養化を引き起こし、赤潮の原因となります。

→富栄養化、赤潮

## ・総水銀

水銀、水銀化合物(メチル水銀等)を合わせた金属水銀の量。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用しています。水銀化合物中には、強い毒性を持つものが有り、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。

## ・ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で非意図的に生成される、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めて、ダイオキシン類といい、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出を規制しています。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

## ・大腸菌群数

人や動物の町内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布する細菌を一括した総称。大腸菌自体は有害ではないが、水中に多く存在すれば人間や家畜の糞尿により水が汚染されていることになり、水中の大腸菌群数は水質汚濁の指標となっています。

## ・地球温暖化

二酸化炭素等の物質は、日射エネルギーをほぼ完全通過させる一方、地表から放射される赤外線は吸収し宇宙空間に熱を逃さない「温室効果」をもっており、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により熱の吸収が増え、地球の気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。地球温暖化により、異常気象、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響等が懸念されています。

## ・窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

大気汚染物質である窒素(N)と酸素(O)の化合物全体のことで、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)が主です。通称「ノックス(NO<sub>x</sub>)」という。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合し発生します。発生源は、工場、家庭等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。

## ・テトラクロロエチレン

不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精錬加工でも使用しています。高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激し蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。

## ・トリクロロエチレン

不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用します。無色の水より重い液体で眼・鼻・のどを刺激し、吸

引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。

#### ・鉛(Pb)

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉱石の形で算出する重金属。

鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

#### ・二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

重油、軽油、石炭など硫黄を含む燃焼が燃焼するとき酸素と結合し発生するもので、大気汚染物質の一つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質です。無色で腐敗した卵に似た刺激臭があり目、皮膚、粘膜を刺激し人体に有害な物質です。

#### ・二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

工場や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成します。家庭や企業で使用される燃料装置はほとんど窒素酸化物を発生しません。燃焼によって発生するものは、燃料の種類や燃焼方法によって異なりますが、90%以上は一酸化窒素(NO)で、これが酸化されて二酸化窒素になり燃焼温度が高温になるほど、発生量が多くなります。また、二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、慢性吸入により呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

#### →窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、光化学オキシダント

#### ・n-ヘキサン抽出物質

水中での鉱油、動植物性油等による汚濁の程度を表す指標で、溶媒であるノルマルヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称。油分以外で抽出されるものもあり、農薬、染料、アルコール、石鹼等も含まれ、この数値が大きいほど汚れがひどく魚介類の死を引き起こしたりします。特に鉱油は、石油臭によって水の価値を損なったり、下水処理場の機能を阻害したりします。

#### ・砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物(砒酸、亜砒酸、砒化水素等)は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれています。

#### ・富栄養化

富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼(貧栄養湖といいます。)が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼(富栄養湖といいます。)へと次第に変せんしていく現象のことをいいます。

貧栄養湖が富栄養化する速度は、人為的な汚染のない自然界では非常にゆっくりしたのですが、人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

### ・浮遊物質(SS)

水の中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子物質で、粘土鉱物による微粒子、プランクトンやその死骸、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物の総称。この数値が大きいほど浮遊物質が多く汚れがひどく透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらが詰まって死んだり、光の透過が妨げられて、水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。25mg/l以下であれば正常な魚の生育が維持され、50mg/l以下であれば魚のへい死が防げるものとされています。

### ・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10 $\mu$ m(マイクロメートル、1 $\mu$ m=1/1000mm)以下のもの。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。この粒子は沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えるとされています。

### ・フロンガス

炭素と水素の他、フッ素や塩素、臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称。毒性が低く、無臭・不燃で非常に安定した物質のため、噴射剤・冷蔵庫、エアコンの冷媒・洗浄剤・発泡剤などに広く使っています。フロンガスは、空気より重くだんだんと薄め暖められていくうちに偏西風に乗って、ゆっくり上昇し成層圏にたどりつき、紫外線との反応により、塩素原子を出して地球のオゾン層を破壊します。フロンガスには、オゾン層を破壊してしまうだけでなく、地球に熱を溜め込んでしまう地球温暖化の影響があります。

→地球温暖化

### ・粉じん

物の破碎・選別その他の機械的処理、又はたい積に伴い発生したり、飛散したりする物質です。

### ・溶存酸素量(DO)

大気中から水に溶け込んでいる酸素の量。水中の生物も人間と同様、酸素を必要としているためDOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなります。また魚介類などの水棲生物が窒息死することもあります。BODやCODとは逆に数値が低いほど汚染が進んでいることになります。

→生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)

### ・六価クロム

クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸引による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらす、浮腫やかいようを生じ、またガンの原因にもなるとされています。

## 東浦町の環境（平成 27 年度版）

平成 27 年 8 月

東浦町 生活経済部 環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562 (83) 3111 (代表)

FAX 0562 (83) 9756

<http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>